証券コード 6366
2019年6月10日

株　主　各　位

横浜市西区みなとみらい四丁目６番２号
千代田化工建設株式会社
代表取締役社長　山東　理二

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［書面（郵送）による議決権行使の場合］

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年６月24日（月曜日）までに到着するようご返送ください。

［インターネット等による議決権行使の場合］

インターネット等による議決権行使に際しましては、38頁～39頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。

敬具

記

１．日　　時　2019年６月25日（火曜日）午前10時
（なお、受付開始時刻は午前９時を予定しております。）

２．場　　所　横浜市西区みなとみらい四丁目６番２号
みなとみらいグランドセントラルタワー11階　当社講堂

昨年より、株主総会ご出席株主様へのお土産の配付を取りやめさせていただきました。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

3．目 的 事 項

報 告 事 項　1．第91期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第91期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件（会社組織に関するもの）

第２号議案　定款一部変更の件（Ａ種優先株式に関する規定を新設するもの）

第３号議案　第三者割当によるＡ種優先株式発行の件

第４号議案　定款一部変更の件（発行可能株式総数の増加に関するもの）

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社定款の定めにより、議決権を有する当社株主様１名とさせていただきます。

◎当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.chiyodacorp.com/）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表

②計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

従いまして、本定時株主総会招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.chiyodacorp.com/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件（会社組織に関するもの）

１．提案の理由

当社は、これまで監査等委員会設置会社として、継続して取締役会の監督機能の強化及びコーポレート・ガバナンスの向上を図ってまいりました。今般、業務の執行と監督の分離をより一層進め、取締役会の監督機能の強化及びコーポレート・ガバナンスの向上を図り、透明性の高い経営と適切な意思決定を実現させることを目的として、株主総会及び取締役会の招集及び議事進行について柔軟性を確保するとともに、取締役会の監督機能を及ぼすことを可能とすべく、以下の変更を加えることといたしました。

(1) 第12条

株主総会の運営の柔軟性を確保するため、株主総会の議長を取締役社長に限定することなく、代表取締役とするものです。

(2) 第23条

取締役会の運営の柔軟性を確保するとともに、経営と執行の分離を推し進めるべく、取締役会の招集権者についての取締役会長の代行順位に関し、先順位者を取締役社長に限定することなく、取締役会の決定により業務執行から独立した社外取締役を含む他の取締役を先順位とすることも可能とするものです。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、かかる定款変更については、第２号議案「定款一部変更の件（Ａ種優先株式に関する規定を新設するもの）」及び第４号議案「定款一部変更の件（発行可能株式総数の増加に関するもの）」の内容は含まれておりません。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第 3 章　株 主 総 会	第 3 章　株 主 総 会
（株主総会の招集） 第 12 条　定時株主総会は毎年６月に招集し、臨時株主総会は必要の都度これを招集する。 株主総会は、取締役社長が取締役会の決議によりこれを招集し、その議長となる。取締役社長事故あるときは、取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。	（株主総会の招集および議長） 第 12 条　定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要の都度これを招集する。 株主総会は、代表取締役の中から取締役会が定めた者が議長となる。ただし、議長である代表取締役に事故あるときは、取締役会の定めた順序により他の代表取締役が議長となる。
第 13 条～第 17 条（条文省略）	第 13 条～第 17 条（現行どおり）
第 4 章　取締役、取締役会および執行役員	第 4 章　取締役、取締役会および執行役員
第 18 条～第 22 条（条文省略）	第 18 条～第 22 条（現行どおり）
（取締役会の招集） 第 23 条　取締役会は、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に欠員または事故があるときは取締役社長がこれに代り、取締役社長もまた事故あるときは取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。 取締役会は、各取締役に対し会日の２日前までに通知してこれを招集する。ただし、緊急の場合は、この招集期間を短縮することを妨げない。	（取締役会の招集） 第 23 条　取締役会は、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。 取締役会は、各取締役に対し会日の２日前までに通知してこれを招集する。ただし、緊急の場合は、この招集期間を短縮することを妨げない。
第 24 条～第 30 条（条文省略）	第 24 条～第 30 条（現行どおり）

第２号議案　定款一部変更の件（Ａ種優先株式に関する規定を新設するもの）

１．提案の理由

当社は、第３号議案のとおり、三菱商事株式会社（以下「三菱商事」又は「割当予定先」といいます。）との間で、株式引受契約書を締結し、第三者割当の方法により、発行価額総額700億円のＡ種優先株式（以下「本Ａ種優先株式」といいます。）を発行いたしたい（以下「本第三者割当」といいます。）と存じます。

ついては、本Ａ種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式として本Ａ種優先株式を追加し、本Ａ種優先株式に関する規定を新設するものです。なお、本Ａ種優先株式を発行する理由につきましては、第３号議案「第三者割当によるＡ種優先株式発行の件」をご参照ください。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、かかる定款変更については、第１号議案「定款一部変更の件（会社組織に関するもの）」及び第４号議案「定款一部変更の件（発行可能株式総数の増加に関するもの）」の内容は含まれておりません。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第２章　株　　式	第２章　株　　式
（発行可能株式総数） 第６条　本会社の発行可能株式総数は、５億７千万株とする。	（発行可能株式総数<u>および発行可能種類株式総数</u>） 第６条　本会社の発行可能株式総数は、５億７千万株と<u>し、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式が５億７千万株、Ａ種優先株式が１億7,500万株と</u>する。
第７条　（条文省略）	第７条　（現行どおり）
（単元株式数） 第８条　本会社の単元株式数は、100株とする。	（単元株式数） 第８条　本会社の単元株式数は、<u>普通株式につき</u>100株と<u>し、Ａ種優先株式につき１株と</u>する。
第９条～第11条（条文省略）	第９条～第11条（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	第２章の２　Ａ種優先株式
（新設）	（剰余金の配当）
	第11条の２
（新設）	（優先分配金）
	本会社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたＡ種優先株式を有する株主（以下「Ａ種優先株主」という。）またはＡ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ａ種優先登録株式質権者」という。）に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種優先株式１株につき第２項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「Ａ種優先配当金」という。）を行う。
（新設）	（優先配当金の額）
	２　Ａ種優先株式１株当たりのＡ種優先配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、配当基準日が2020年３月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、１年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、Ａ種優先株式１株当たりのＡ種優先配当金の額は、その各配当に

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
	おけるＡ種優先株式１株当たりのＡ種優先配当金の合計額を控除した金額とする（Ａ種優先配当金は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）。 ＜算式＞ Ａ種優先配当金＝400円×3.0％
（新設）	（累積条項） ３　本会社は、ある事業年度においてＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対して行う１株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日のみを基準日とした場合のＡ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「Ａ種累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、Ａ種優先配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対して配当する。
（新設）	（非参加条項） ４　Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対して、Ａ種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。
（新設）	（残余財産の分配） 第 11 条 の３
（新設）	（優先分配金） 本会社は、残余財産を分配するときは、Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株当たり、400円にＡ種累積未払配当金相当額およびＡ種経過未払配当金相当額を加え

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
	た金額を金銭により分配する。「A種経過未払配当金相当額」は、残余財産分配日を剰余金の配当の基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日（ただし、残余財産分配日が2020年３月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの日数を第11条の２第２項の算式に適用して得られる優先配当金の額とする。
（新設）	（非参加条項） ２　A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、前項に係るものを超えて、残余財産の分配を行わない。
（新設）	（議決権） 第 11 条 の４ A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
（新設）	（現金対価の取得請求権（償還請求権）） 第 11 条 の５
（新設）	（償還請求権の内容） A種優先株主は、2021年７月１日以降、いつでも、本会社に対して金銭を対価として、その保有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、本会社は、A種優先株式１株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第２項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、第２項に定める金額

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
	の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきＡ種優先株式は、償還請求が行われたＡ種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。
（新設）	（償還価額） ２　Ａ種優先株式１株当たりの償還価額は、下記(a)または(b)のいずれか高い方の金額とする。 (a) 償還請求日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が発表する本会社の普通株式の普通取引の売買加重平均価格（以下「ＶＷＡＰ」という。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。また上記の期間中に第11条の７第３項に規定する事由が生じた場合、上記のＶＷＡＰの平均値は第11条の７第３項に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。）に下記に定める基準株式数を乗じた金額 本(a)において、「基準株式数」とは、400円にＡ種累積未払配当金相当額およびＡ種経過未払配当金相当額を加えた額を第１１条の７第２項および第３項に基づき計算される転換価額で除した数値を意味する。 なお、「取引日」とは、東京証券取引所において本会社の普通株式の普通取引が行われる日をいい、東京証券取引所によりＶＷＡＰが発表されない日は含まないものとし、以下同様とする。 (b) 400円にＡ種累積未払配当金相当額およびＡ種経過未払配当金相当額を加えた額 なお、本項においては、第11条の３第１項に定

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
	めるＡ種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて、Ａ種経過未払配当金相当額を計算する。
（新設）	（償還請求受付場所） ３　三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
（新設）	（償還請求の効力発生） ４　償還請求の効力は、償還請求に要する書類が第３項に記載する償還請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。
（新設）	（現金対価の取得条項（強制償還条項）） 第 11 条 の６
（新設）	（強制償還の内容） 本会社は、2021年７月１日以降、本会社の取締役会が別途定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対して強制償還日から２週間以上前までに通知を行ったうえで、本会社がＡ種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、Ａ種優先株式の強制償還日における会社法第461条第２項に定める分配可能額を限度として、Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対して第２項に定める金額の金銭を交付することができる。なお、Ａ種優先株式の一部を取得するときは、取得するＡ種優先株式は、取得の対象となるＡ種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	（強制償還価額） 2　Ａ種優先株式１株当たりの強制償還価額は、下記(a)または(b)のいずれか高い方の金額とする。 (a) 強制償還日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日のＶＷＡＰの平均値に相当する金額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。また上記の期間中に第11条の７第３項に規定する事由が生じた場合、上記のＶＷＡＰの平均値は第11条の７第３項に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。）に下記に定める基準株式数を乗じた金額 本(a)において、「基準株式数」とは、400円にＡ種累積未払配当金相当額およびＡ種経過未払配当金相当額を加えた額を第11条の７第２項および第３項に基づき計算される転換価額で除した数値を意味する。 (b) 400円にＡ種累積未払配当金相当額およびＡ種経過未払配当金相当額を加えた額 なお、本項においては、第11条の３第１項に定めるＡ種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、Ａ種経過未払配当金相当額を計算する。
（新設）	（普通株式を対価とする取得請求権（転換権）） 第 11 条 の７
（新設）	（転換権の内容） Ａ種優先株主は、2019年７月１日以降いつでも、本会社に対し、第４項に定める数の普通株式の交付と引換えに、その保有するＡ種優先株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下「転換請求」という。）ができるものとし、本会社は、当転換請求に係るＡ種優先株式を取得する

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
	のと引換えに、法令上可能な範囲で、第４項に定める数の普通株式を交付するものとする。ただし、Ａ種優先株主は、転換請求に伴い普通株式を取得することに関して必要となる国内外の競争法に基づく手続が適法かつ有効に完了している（待機期間が必要な手続については、当該待機期間が満了していることを含む。）ことを転換請求の条件とする。なお、第６項に従い、転換請求の効力が発生する日を、以下「転換請求権効力発生日」という。
（新設）	（当初転換価額） ２　当初転換価額は、100円とする。
（新設）	（転換価額の調整） ３ (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。 ① 普通株式につき株式の分割または株式無償割当をする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当の場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当前発行済普通株式数（ただし、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当後発行済普通株式数（ただし、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。 $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
	調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当の効力が生ずる日（株式無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。 ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。 $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ 調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。 ③ 下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または本会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当の場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「１株当たりの払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」とい

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
	う。）の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。 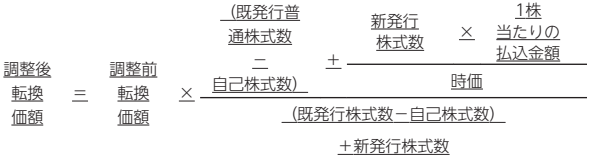 $$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{（既発行普通株式数} - \text{自己株式数）} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{（既発行株式数} - \text{自己株式数）} + \text{新発行株式数}}$$ ④　本会社に取得をさせることによりまたは本会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る普通株式１株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当の場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当の場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「１株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当の場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これ

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
	を適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。 ⑤　行使することによりまたは本会社に取得されることにより、普通株式１株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当の場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当の場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「１株当たりの払込金額」として普通株式１株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
	価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当の場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。 (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はＡ種優先株主およびＡ種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後転換価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。 ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。 ② 転換価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 ③ その他、発行済普通株式数（ただし、本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
	(c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。 (d) 転換価額調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日のＶＷＡＰの平均値とする。 (e) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
(新設)	(取得と引換えに交付すべき普通株式数) 4 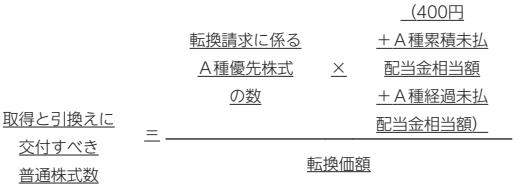 取得と引換えに交付すべき普通株式数 ＝ (転換請求に係るＡ種優先株式の数 × (400円＋Ａ種累積未払配当金相当額＋Ａ種経過未払配当金相当額)) ／ 転換価額 なお、本項においては、第11条の３第１項に定めるＡ種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「転換請求権効力発生日」と読み替えて、Ａ種経過未払配当金相当額を計算する。
(新設)	(転換請求受付場所) 5　三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
(新設)	(転換請求の効力発生) 6　転換請求の効力は、転換請求に要する書類が第５

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
	項に記載する転換請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。
（新設）	（譲渡制限） 第 11 条の8 Ａ種優先株式を譲渡により取得するには、本会社の取締役会の承認を受けなければならない。
（新設）	（株式の併合または分割および株式無償割当） 第 11 条の9 法令に別段の定めがある場合を除き、Ａ種優先株式について株式の併合または分割は行わない。Ａ種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当を行わない。
第 3 章　株主総会	第 3 章　株主総会
第 12 条～第 17 条（条文省略）	第 12 条～第 17 条（現行どおり）
（新設）	（種類株主総会） 第 17 条の2 第12条から第17条までの規定は、種類株主総会についてこれを準用する。

第３号議案　第三者割当によるＡ種優先株式発行の件

当社は、下記１．に記載の理由により、会社法第199条の規定に基づき、下記２．に記載の内容で第三者割当により本Ａ種優先株式を発行いたしたいと存じます。

本議案は、①本第三者割当が会社法上の有利発行に該当する可能性があること、②割当予定先が会社法第206条の２第１項に定める特定引受人に該当すること、及び③本第三者割当による希釈化率によれば株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第432条に基づく株主の皆様の意思確認手続が必要となることから、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をお願いするものであります。すなわち、①当社が第三者算定機関から取得した株式価値算定書においては、基準日である2019年５月８日の株価終値を基準とした場合は大幅な有利発行となっていることから、会社法上、払込金額が割当予定先に特に有利な金額であると判断される可能性も完全には否定できないため、本定時株主総会において、会社法第199条第２項及び第３項に基づく特別決議による承認を得ることにより、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考えられます。また、②本第三者割当により割当予定先に対して本Ａ種優先株式が割り当てられた場合、本Ａ種優先株式の累積未払配当金相当額及び経過未払配当金相当額がいずれも存在しない状態で、本Ａ種優先株式の全部について転換価額をもって当社普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、割当予定先が有することとなる議決権数は7,869,312個であり、その場合の当社の総議決権数（2019年３月31日現在の当社の総議決権数（2,589,050個）に当該増加する議決権数（7,000,000個）を加えた数である9,589,050個）に対する割合は82.06％となり、割当予定先は、会社法第206条の２第１項に規定する特定引受人に該当します。さらに、③本第三者割当に伴う希薄化率は25％以上になり、また、本Ａ種優先株式が当社普通株式に転換された場合に支配株主が異動することが見込まれることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続が必要となります。

また、本Ａ種優先株式の発行は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生並びに本定時株主総会における本第三者割当及び定款変更（Ａ種優先株式に関する規定を新設するもの）に係る各議案（本議案及び第２号議案）が承認されることを条件とします。

なお、当社は併せて三菱商事フィナンシャルサービス株式会社（三菱商事の完全子会社。以下「三菱商事フィナンシャルサービス」といいます。）及び株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）から資金の借入れも行います（以下「本借入」といい、本第三者割当とあわせて「本資金調達」といいます。）。

１．本第三者割当によりＡ種優先株式を発行する理由

（1）本資金調達に至る経緯

ア．当社の財務状況及び大規模な資金の調達の必要性

当社は2018年10月31日付けの「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」において、米国ルイジアナ州のキャメロンLNGプロジェクト（以下「キャメロンLNGプロジェクト」といいます。）における約850億円の工事コストの大幅増加を主な要因として2019年３月期の通期連結業績予想を下方修正し、営業利益が前回公表値対比980億円減の865億円の営業損失、経常利益が990億円減の865億円の経常損失、親会社株主に帰属する当期純利益が1,115億円減の1,050億円の純損失となる見込みとなることを公表いたしました。また、2018年11月９日付けの「2019年３月期第２四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」において公表のとおり、第２四半期連結累計期間において、営業損失963億円、経常損失963億円、親会社株主に帰属する四半期純損失1,086億円を計上し、継続企業の前提に重要な疑義が存在するとして、当該第２四半期決算にて公表した当社の第２四半期連結財務諸表の注記には「継続企業の前提に関する注記」を記載

する事態となりました。加えて、2019年２月13日付けの「2019年３月期第３四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」において公表のとおり、キャメロンLNGプロジェクトで予想される追加コストに加え、インドネシアで遂行中のタングーLNGプロジェクト（以下「タングーLNGプロジェクト」といいます。）のスケジュールの順守のために必要となる追加コストの計上に伴う追加損失により、第３四半期連結累計期間において営業損失1,078億円、経常損失1,070億円、親会社株主に帰属する四半期純損失1,282億円を計上いたしました。さらに、2019年５月９日付けの「2019年３月期決算短信〔日本基準〕（連結）」にて公表のとおり、2019年３月期連結会計年度においては、キャメロンLNGプロジェクトでは、第１系列の建設工事最終盤になって手戻り工事と仕上げ工事が多数発生し想定外のコスト増を招いたこと、加えて、2019年２月以降も米国の現場作業員の離職率が想定以上に高止まりしていることに起因して生産性に改善がみられていない状況を鑑み、これまでのリスク管理に加え、外部専門家を幹部として登用した新組織による査定を踏まえてリスクの認識レベルをさらに高め、第２、第３系列でも工事最終盤に同様のコストがかかるものと想定のうえ、完成に必要なコストを当社独自に厳しく再査定し、そのコストを計上したこと、タングーLNGプロジェクトでは、様々な複合要因によってプロジェクトの進捗が大きな影響を受けていますが、影響を最小限に留めるために必要なコストを再度精査のうえ計上したこと、また、訴訟・仲裁等についてのリスクやその他遂行中の国内外の中小プロジェクトに内在するリスクも見直した結果、新たな追加コストを計上したこと等により、1,998億円の営業損失、1,930億円の経常損失及び2,149億円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。また、営業活動によるキャッシュ・フローは税金等調整前当期純損失1,942億円に加え、未収入金の増加231億円によるマイナス等の一方で、工事損失引当金の増加644億円、運転資金収支（売上債権、未成工事支出金、仕入債務、未成工事受入金の増減額合計）904億円、ジョイントベンチャー持分資産の減少201億円によるプラス等により379億円のマイナスとなり、その結果、営業活動によるキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローを差し引いたフリー・キャッシュ・フローが372億円のマイナスとなりました。これらの結果、2019年３月31日時点で当社は債務超過の状態に陥ったことから、上場廃止基準に基づき、当社株式は上場廃止の猶予期間入りすることが見込まれる事態となっており、債務超過状態の早急な解消が必要な状況となっております。

当社は、何よりもキャメロンLNGプロジェクト及びタングーLNGプロジェクト等の遂行中案件を早期に完工させて安定した経営を取り戻すことを最優先課題と位置づけ、対策タスクチームを設置して全社的なサポート体制を強化し、現場組織の増員も含めた要員配置やスケジュールを順守するために必要な追加コストの投入等、人材及び資金の両面で経営資源を優先投入してきました。また、キャメロンLNGプロジェクトをはじめとする遂行中案件において、コストを抑制する施策の実行、追加契約の獲得及び決済条件の見直しを図るとともに、販管費の削減や一部の保有資産の売却等を実施することにより、キャッシュ・フローの改善に努めてきました。しかしながら、その過程において、大規模な資金調達を早期に実現できなければ、債務超過状態の解消及び足下の資金繰りの改善は極めて困難な状況にあり、事業の継続が困難となる懸念があることが判明したため、①既存のプロジェクト及び今後受注予定のプロジェクトの運転資金の調達（1,740億円）、②抜本的なコスト削減のための構造改革の実施（30億円）、③建設力の強化とITマネジメントのための設備投資（30億円）を行うことが、財務状況の回復及び収益構造の改善には必須であり、そのためには、総額で1,800億円規模の資金調達を早期に行うことが必要と考えました。

（注）１．キャメロンLNGプロジェクト：米国ルイジアナ州ハックベリーにある既設LNG受け入れ設備に、年産1,350万トン規模のLNG液化設備（３系列）と輸出設備を増設するプロジェクトに関し、当社の米国グループ会社である千代田インターナショナル社と米国マクダーモット社で構成されるジョイントベ

ンチャーが、Cameron LNG LLC社より受注した当該増設に係る設計・調達・建設（EPC＝Engineering・Procurement・Construction）業務

2．タングーLNGプロジェクト：インドネシア西パプア州にあるタングーLNGの第３系列の増設プロジェクトに関し、当社とインドネシアの現地エンジニアリング会社であるTripatra社、Saipem社及びSuluh Ardhi Engineering社より構成されるジョイントベンチャーがBP Berau社より受注した、当該増設に係る設計・調達・建設（EPC）業務

イ．スポンサー選定の経緯

当社は、2018年11月９日付けの「中期経営計画（2017～2020）の見直し～再生に向けたビジョン～」において公表のとおり、財務体質強化のための資金及び事業上の必要な資金を確保すべく、筆頭株主である三菱商事を含む多数のスポンサー候補との間で、財務的な支援の要請も含む協議を行ってまいりました。

当社は、かかる協議を進めるにあたって、JPモルガン証券株式会社をフィナンシャル・アドバイザーとして起用し、2018年11月中旬から、多数のスポンサー候補と接触を開始しました。当社の主力分野であるLNG（液化天然ガス）市場の強い将来性もあり、多数のスポンサー候補からの初期的な意向表明があり、複数のスポンサー候補からのデュー・ディリジェンスを受けつつ、当社に対する支援の可能性について、真摯な協議を行いました。こうした結果、複数のスポンサー候補より当社に対する支援策の初期的提案を受けたものの、より詳細なデュー・ディリジェンスを進める過程において、各スポンサー候補としてキャメロンLNGプロジェクト及びタングーLNGプロジェクトの更なるコスト発生可能性をはじめとするプロジェクトに関わるリスクを検証した結果、プロジェクト遂行の経験やリスクマネジメントに対する高度な知見等を持ち合わせていなければ、遂行中案件の損失規模の見極めが非常に困難であることが改めて浮き彫りになり、当社の業態や必要資金の調達規模に照らして単独での出資は難しいとの判断等から、次第に上記各提案内容の変更や撤回がなされました。そのため、2019年４月中旬の時点では、当社が必要とする金額規模の資金調達を単独又は複数社の組み合わせによって引き受けられるスポンサーは、三菱商事のみとなりました。

その後、三菱商事との交渉を進めながら、同社との協議内容も踏まえて複数のスポンサー候補と再度条件を緩和して交渉する等、当社に対するあらゆる支援の可能性を追求しましたが、三菱商事以外からは、当社の債務超過状態の解消及び足下の資金繰りの改善による財務状況の回復を実現できる規模の資金調達を単独又は複数社の組み合わせによって可能とする提案を受けることはできず、特に債務超過状態の解消に必要な規模の資本性のある資金については、三菱商事以外のスポンサー候補による支援を検討することはできないとの判断に至りました。

また、三菱商事は、当社の業務提携先として当社事業に対する深い理解を有しており、資金面のみならず、事業面においても、リスクマネジメントや営業等のマネジメント人材のサポートが受けられることや三菱商事のビジネスネットワークを通じて当社が成長を狙う地球環境分野でのビジネス展開を図れること等から、当社の企業価値を向上させるパートナーとして、最適のスポンサー候補であると判断いたしました。

ウ．三菱商事及び三菱UFJ銀行からの条件提示に至った経緯

当社は、上記「イ．スポンサー選定の経緯」に記載のとおり、2018年11月中旬以降、他の多数のスポンサー候補と同様に、三菱商事からの当社に対するデュー・ディリジェンスを受けつつ、当社に対する財務的な支援について協議を継続してまいりました。

当社の財務状況の回復の観点からは、自己資本比率を改善できる資本性の資金調達をできるだけ大きくすることが望ましいところであるものの、希薄化によって既存株主の皆様に生じる影響を可能な限り少なくす

ることも考慮して、三菱商事との間で交渉を進めてまいりました。特に、希薄化率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定は、当該第三者割当の目的、割当対象者の属性、発行可能株式総数の変更に係る手続の実施状況その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資家の利益を侵害するおそれが少ないと東京証券取引所が認める場合を除き、上場廃止基準に該当するとされていることを踏まえ、三菱商事に対し、希薄化率が300%を超えない条件による財務的な支援を要請しておりました。その結果、資本性の資金調達を債務超過状態の解消に必要な700億円の規模に抑え、資金の借入れと組み合わせた資金調達を行うことについて協議を行いました。

さらに、三菱商事とは、三菱商事が当社に対して本A種優先株式を金銭を対価として取得請求できるようにし、当社も同様に本A種優先株式を金銭を対価として取得できるようにすることで、普通株式を対価とする取得請求権の行使による潜在的な希薄化の実現を抑制できる可能性を確保し、希薄化によって既存株主の皆様に生じ得る影響をより少なくするための商品設計についても真摯に協議を行いました。

また、当社は、本A種優先株式による資金調達に加えて、必要な資金を調達するため、本A種優先株式の払込みの実行を前提とした劣後ローンによる資金の借入れについて、三菱UFJ銀行との協議を並行して行いました。

上記の結果、デュー・ディリジェンス及び当社との協議の結果を踏まえ、三菱商事及び三菱UFJ銀行から、2019年5月初旬に、大要以下の条件提示を受けました。

① 三菱商事は、第三者割当の方法により、本A種優先株式を引き受け、債務超過状態の解消に必要な700億円の出資を当社に対して行うこと。
② 三菱UFJ銀行は、融資契約に基づく劣後ローンにより、200億円の貸付を当社に対して行うこと。
③ 三菱商事は、三菱商事フィナンシャルサービスをして、融資契約に基づく融資により、総額900億円の貸付を当社に対して行うこと。このうち、300億円については、①及び②の取引の実行に先立ち、貸付を当社に対して行うこと。
④ ①、②及び③の一部の取引は一連の取引として実行され、①につき株主総会における既存株主の承諾を前提にすること。

エ．本資金調達が当社及び当社の株主の皆様にとって最善の策であるとの判断に至った理由

上記「ウ．三菱商事及び三菱UFJ銀行からの条件提示に至った経緯」に記載の三菱商事及び三菱UFJ銀行からの条件提示は、株主総会における議決権のないA種優先株式による出資と融資を組み合わせたものであったものの、本A種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し大規模な希薄化の影響を生じる可能性があるものであったため、当社としても慎重な検討を行いました。

まず、当社は、上記条件提示に至るまでの三菱商事との議論経過を踏まえ、再度三菱商事以外の複数のスポンサー候補に対して当初の条件を緩和した上で三菱商事の提案よりも少数株主の保護の観点から望ましい支援策が受領できないか追求しましたが、三菱商事以外からは、当社の債務超過状態の解消及び足下の資金繰りの改善をするために、当社が必要とする金額規模を充足する提案はなく、三菱商事及び三菱UFJ銀行による支援を追求するとの最終判断に至りました。

また、上記「イ．スポンサー選定の経緯」に記載のとおり、三菱商事は、当社事業に対する深い理解を有しており、資金面のみならず、事業面においても、当社の企業価値を向上させる人財派遣等の提案を受けております。

以上から、割当予定先である三菱商事との関係の更なる強化は、当社の事業基盤をより安定的なものとし、当社の企業価値及び株主価値向上に寄与するものと考えております。

かかる観点から検討した結果、当社としては、本資金調達は債務超過状態の解消及び足下の資金繰りの改善による早期の財務状況の回復を通じて、中長期的に成長を実現できる財務基盤及び事業基盤の確立を実現することで、継続企業の前提に関する注記を早期に解消し、当社が抱える事業面及び財務面での課題を早期かつ抜本的に解決するものであり、中期に亘る財政支援として、当社の安定的な事業継続にとって最善の選択肢であるとの結論に至りました。

(2) 本資金調達を選択した理由

当社は、本資金調達の実施を決定するまでに、以下に記載するとおり、様々な資金調達のための手法について比較検討を行いましたが、上記の当社の事業遂行状況及び財務状況を踏まえれば、債務超過状態の解消及び足下の資金繰りの改善による財務状況の回復のため、当社が希望する時間軸で確実かつ迅速に資金調達を行うことが最も重要な考慮要素であると考えました。加えて、本Ａ種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使による希薄化を抑制しつつ、必要な資金を確実に調達するため、必要な資本性資金の調達により債務超過状態の解消を図ると同時に、本Ａ種優先株式の払込みの実行を前提とした借入れによる資金調達を模索することが最適であると考えました。

この点、例えば、公募増資による普通株式の発行については、2019年３月期第２四半期決算にて公表した当社の第２四半期連結財務諸表の注記より「継続企業の前提に関する注記」が継続して記載されており、証券会社の引受審査を経て行われる公募増資の確実な実施は困難と判断しました。また、既存株主に対して株式を割り当てる新株予約権無償割当（ライツオファリング）及び株主割当についても、株価動向等を踏まえた割当株主の判断により、新株予約権が全て行使されるとは限らず、また、株主の皆様から株主割当に応じていただけるとも限らないため、最終的な資金調達額が不明であり、確実に一定規模の資金調達を実施する必要がある当社にとっては、現時点における適切な選択肢ではないと判断しました。

これに対して、第三者割当は、必要金額の調達の確実性が最も高く、適切なスポンサーが選定できれば、当社にとって最も有効な選択肢になり得ると考えました。そこで、当社にとってより有利な条件での資金調達の可能性を求めて、2018年11月中旬から多数のスポンサー候補との間で、出資等を通じた資金提供を含む支援の可能性についての協議を続けてまいりました。しかしながらその結果、三菱商事以外に単独又は複数社の組み合わせにおいても、三菱商事と同程度の規模の資金調達を引き受けられるスポンサーは存在せず、本第三者割当と資金の借入れの組み合わせ以外に現実的なより良い資金調達方法がないことが判明いたしました。そのため、普通株式による第三者割当を実施した場合に想定される即時の株主構成の変化が、当社の安定した事業運営や株価に与える影響を勘案し、発行後直ちに株主構成に影響を及ぼすことがない本Ａ種優先株式を、割当予定先の三菱商事に対する第三者割当の方法で発行することにより、債務超過状態の解消に必要な700億円の出資を受け、必要とされる残りの資金については資金の借入れを受けることで総額1,800億円の資金調達を行うことが、現時点において当社が採り得る最善の選択肢であるとの最終的な判断に至りました。

本第三者割当により割当予定先に対して本Ａ種優先株式が割り当てられた場合、本Ａ種優先株式の累積未払配当金相当額及び経過未払配当金相当額がいずれも存在しない状態で、本Ａ種優先株式の全部について転換価額をもって当社普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、割当予定先が有することとなる議決権数は7,869,312個であり、その場合の当社の総議決権数（2019年３月31日現在の当社の総議決権数（2,589,050個）に当該増加する議決権数（7,000,000個）を加えた数である9,589,050個）に対する割合は

82.06%となり、割当予定先は、会社法第206条の２第１項に規定する特定引受人に該当します。この点に関して、2019年５月９日開催の取締役会において、当社の監査等委員会は、当社には株式の発行により700億円規模の資本性資金の調達を行う必要性があること、本第三者割当は他の一般的な資金調達手段と比較しても当社の置かれた状況を踏まえた最良の選択肢といえること、資金使途には合理性が認められること、割当予定先が当社グループの経営改善及び中長期的な視野に立った成長の実現に向けて当社グループと協力して取り組む強い意向を表明していること等を踏まえれば、本第三者割当には合理性が認められる旨の意見を表明しています。なお、取締役会の判断と異なる社外取締役の意見はありません。

(3) 発行条件等の合理性

ア 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

(ア) 払込金額の具体的内容

当社は、出資の方法及び内容に関しては、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、複数のスポンサー候補による当社に対するデュー・ディリジェンスの結果及び当社の経営環境、財務状況、資金需要、株価の状況等を踏まえて、各スポンサー候補との間で真摯な協議を行いました。その際には、当社の置かれた厳しい財務状況に鑑み、当社が希望する時間軸で確実かつ迅速に必要金額を調達することを最も重要な考慮要素とする必要があり、当社の要請に最も沿った提案をした先である三菱商事との間で協議及び交渉を重ねた結果、本Ａ種優先株式の払込金額（以下「本払込金額」といいます。）は、１株当たり400円と決定しました。

上記のとおり、本払込金額は、多数のスポンサー候補との間の協議の結果も踏まえて、三菱商事との間で真摯な協議・交渉を経た結果として、最終的に合意されたものであり、債務超過状態の解消のために、700億円規模の資本性の資金調達が必要な当社の状況を踏まえれば、当社にとって現時点で最善の条件であると判断しています。

また、下記「(イ) 第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「(ウ) 本株式価値算定書を踏まえた当社取締役会の払込金額についての判断」に記載のとおり、当社が第三者算定機関から取得した株式価値算定書を踏まえても、なお、当社としては本払込金額は受け入れる合理性があるものと判断しています。もっとも、本Ａ種優先株式は客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、本払込金額が三菱商事に特に有利な金額であると判断される可能性も完全には否定できないため、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、本定時株主総会において特別決議による承認を受けることを、本第三者割当による本Ａ種優先株式の発行の条件としました。

(イ) 第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、三菱商事との協議及び交渉の結果を踏まえて本払込金額を決定するに際して、また、本定時株主総会における株主の皆様の議決権行使のご参考のために、第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）に対して、本Ａ種優先株式の株式価値算定書の提出を依頼し、2019年５月８日付けで、株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得しております。なお、第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングは、当社及び割当予定先の関連当事者には該当せず、本第三者割当に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。プルータス・コンサルティングは、本Ａ種優先株式の株式価値の算定手法を

検討した結果、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる評価手法を採用し、一定の前提（本Ａ種優先株式の転換価額、割当予定先が金銭を対価とする取得請求権又は普通株式を対価とする取得請求権を行使するまでの期間、当社普通株式の株価、株価変動性（ボラティリティ）、配当利回り、無リスク利子率、割引率等）の下、本Ａ種優先株式の公正価値の算定をしております。本株式価値計算書において2019年５月８日の普通株式の株価終値を基準として算定された本Ａ種優先株式の価値は、１株当たり1,210円とされております。この算定結果に対し、本払込金額の400円は、66.94％のディスカウント率となります。一方で、本Ａ種優先株式は客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に複雑であり、その評価についてはさまざまな見解があり得ることから、前提となる当社普通株式の株価を100円から399円とした評価も併せて参考値として受領しております。この場合の本Ａ種優先株式の価値は500円から1,630円となっております。

（ウ）本株式価値算定書を踏まえた当社取締役会の払込金額についての判断

本株式価値算定書によれば、本払込金額は割当予定先である三菱商事にとって有利な金額になり得るものと考えられますが、基準となる当社普通株式の株価が基準日である2019年５月８日の終値よりもさらに低い水準になるという前提のもとでは、本Ａ種優先株式の価値はさらに下落するとの試算となっております。

もっとも、上記のとおり債務超過に陥っている当社の状況を鑑みると、①2019年５月６日付けで公表しております「本日の一部報道について」に記載のとおり、本株式価値算定書の基準日前に三菱商事が三菱UFJ銀行と共同で当社に1,500億円超の投融資を行う方針を固めたとの一部報道がなされた結果、基準日時点の株価には三菱商事による再建支援策への期待が相当程度織り込まれている可能性がある一方で、当社が債務超過となった業績予想の下方修正を対外的に開示したのはその翌日であったことから、基準日時点の株価には債務超過転落による影響が完全には織り込まれていない可能性があること、②当社が本Ａ種優先株式の条件を受諾しなければ、当社は法的整理を経て当社株式が無価値となる可能性が極めて高いこと、③本Ａ種優先株式と併せて提案を受けた融資の金利水準は当社が債務超過である状況を考慮すると合理的な水準となっており、当社の再生に資する提案となっていること、④融資総額は当社の事業継続に十分な流動性を確保できるものであること等、本株式価値算定書には織り込まれていないこれらの条件・状況が、本第三者割当の割当予定先による払込金額の前提に一定程度織り込まれることが妥当であると判断しております。

また、上記のとおり、当社には、債務超過状態を解消し、足下の資金繰りを改善することにより、継続企業の前提に関する注記を解消し、早期の財務体質の改善を図るために資金調達を行う必要性が認められ、本第三者割当はかかる資金調達の手段として他の一般的な資金調達手段と比較しても当社の置かれた状況を踏まえた最良の選択肢といえること、多数のスポンサー候補の検討の結果、当社にとっては三菱商事からの増資のみが具体的に検討し得る選択肢となったことを踏まえると、本払込金額によって本第三者割当を行うことが当社の企業価値及び株主価値向上ひいては少数株主の利益にとっても必要なものと考えられます。加えて、上記のとおり、本第三者割当によって大規模な希薄化が生じる可能性はあるものの、それを考慮してもなお、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であること等を考慮し、本第三者割当は、少数株主にとって不利益なものとは認められず、本株式価値算定書を踏まえてもなお、本払込金額を受け入れる合理性があると判断いたしました。

イ 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により割当予定先に対して割り当てる本Ａ種優先株式については、当社の株主総会における議決権はありませんが、当社普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。本Ａ種優先株式の累積未払配当金相当額及び経過未払配当金相当額がいずれも存在しない状態で本Ａ種優先株式の全部について転換価額をもって当社普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、当社の普通株式700,000,000株（議決権数7,000,000個）が交付されることとなり、2019年３月31日現在の当社の発行済株式総数260,324,529株（2019年３月31日現在の総議決権数2,589,050個）に対する割合は約269％（議決権における割合は約270％）となります。このように、本Ａ種優先株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、大規模な株式の希薄化が生じることが見込まれます。

他方、本第三者割当は、債務超過状態を解消し、足下の資金繰りの改善により早期の財務体質の改善を図ることを目的に行うものです。これにより、当社全体での事業基盤及び財務基盤の安定化につながり、当社の中長期的な成長を実現できる事業基盤及び財務基盤の確立に資するものであり、ひいては中長期的な当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与することが可能であるものと考えております。また、割当予定先である三菱商事との間で強固な関係を確立することで、事業基盤をさらに安定的なものとし、これも当社の企業価値及び株主価値向上に寄与するものと考えております。

また、①本第三者割当の発行規模は、大規模ではあるものの、本Ａ種優先株式の払込みの実行を前提とした借入れによる資金調達を組み合わせることにより、あくまで当社として、債務超過状態の解消に必要と考える資本性資金調達の実現のために必要な規模に設定されていること、②割当予定先に対する本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資本性資金の調達手法と考えられること、③本払込金額についても、当社の置かれた厳しい財務状況、多数のスポンサー候補との間の支援の可能性についての協議並びに三菱商事との協議及び交渉の結果に鑑み、当社及び既存株主の皆様にとって現時点で最善の条件であることといった事情を踏まえれば、本第三者割当によって生じる潜在的な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

ウ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当に伴う希薄化率は25％以上になり、また、本Ａ種優先株式が当社普通株式に転換された場合に支配株主が異動することが見込まれることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続が必要となります。そこで、当社は、本定時株主総会において、本議案の特別決議による承認をもって、本第三者割当について株主の皆様の意思確認手続を行わせていただく次第です。

さらに、当社は、既存株主の皆様へ与える影響の大きさを踏まえて、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保すべく、当社の経営者から一定程度独立した者として、当社の取締役である田中伸男氏並びに監査等委員である取締役である小林幹生氏、山口博氏及び奈良橋美香氏（いずれも当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役です。）を選定し、本第三者割当に関する意見を諮問し、2019年５月９日付けで、「本第三者割当には必要性及び相当性が認められ、また、本第三者割当は、少数株主にとって特に不利益なものではないと思料する」との意見を頂いております。

(4) 割当予定先の選定理由等

ア 割当予定先の概要

(1)	名称	三菱商事株式会社
(2)	所在地	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役　社長　垣内　威彦
(4)	事業内容	エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の多種多様な商品の売買や製造、資源開発、インフラ関連事業、金融・物流事業等
(5)	資本金	204,446,667,326円（2018年９月30日現在）
(6)	設立年月日	1950年４月１日（創立1954年７月１日）
(7)	発行済株式数	1,590,076,851株（2018年９月30日現在）
(8)	決算期	３月
(9)	従業員数	77,476名（連結、2018年３月31日現在）
(10)	主要取引先	国内外の法人
(11)	主要取引銀行	株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行
(12)	大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社8.89%、日本マスタートラスト信託銀行株式会社5.97%、東京海上日動火災保険株式会社4.50%（2018年９月30日現在）
(13)	当事会社間の関係	
	資本関係	三菱商事が当社の普通株式86,931,220株（総議決権に対する議決権割合33.57%）を直接保有しております。
	人的関係	2019年３月31日まで三菱商事の執行役員であった佐久間浩氏(2019年４月１日から同社顧問)が、当社取締役を兼務しております。
	取引関係	当社と三菱商事との間には、産業プラント及びインフラ分野等における取引があります。
	関連当事者への該当状況	当社は割当予定先の持分法適用会社に該当します。

(14)　最近３年間の連結経営成績及び連結財政状態　　(単位：百万円。特記しているものを除く。)

決算期	2017年３月期	2018年３月期	2019年３月期
資本	5,789,011	6,265,211	6,636,920
資産	15,753,557	16,036,989	16,532,800
1株当たり親会社所有者帰属持分（円）	3,101.43	3,362.34	3,589.37

決算期	2017年３月期	2018年３月期	2019年３月期
収益	6,425,761	7,567,394	16,103,763
税引前利益	601,440	812,722	851,813
純利益	480,074	610,416	645,784
親会社の所有者に帰属する当期純利益	440,293	560,173	590,737
基本的1株当たり当期純利益（親会社の所有者に帰属）（円）	277.79	353.27	372.39
1株当たり配当金（円）	80.00	110.00	125.00

イ 割当予定先を選定した理由

割当予定先を選定した理由については、上記(1)ないし(3)をご参照ください。

ウ 割当予定先の保有方針

本Ａ種優先株式に付与されている取得請求権の行使による当社普通株式への転換について、行使可能期間の制限は設けられておりませんが、現時点で、割当予定先からは即時の普通株式への転換を通じた市場への売却は意図していない旨、確認しております。また、割当予定先からは、中長期的な視野に立った当社の成長及び企業価値向上を目指すことを確認しております。

当社は、割当予定先から、本Ａ種優先株式の払込期日より２年以内に本第三者割当により発行される本Ａ種優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得し、東京証券取引所に提出する予定であります。

エ 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は三菱商事が2019年２月14日付けで関東財務局長に提出した四半期報告書（2018年度第３四半期）に記載された連結の収益、総資産額、資本合計、現金及び現金同等物並びに定期預金等の規模（収益12,188,279百万円・総資産額16,807,092百万円・資本合計6,480,975百万円・現金及び現金同等物並びに定期預金1,522,722百万円）を確認し、本第三者割当に係る払込金額の払込みに支障はないものと判断しております。

２．Ａ種優先株式発行の要項

(1) 株式の名称

千代田化工建設株式会社Ａ種優先株式（以下「Ａ種優先株式」という。）

(2) 募集株式の数

175,000,000株

(3) 募集株式の払込金額

１株につき400円

(4) 募集株式の払込金額の総額

70,000,000,000円

(5) 増加する資本金および資本準備金

資本金　　35,000,000,000円（１株につき200円）

資本準備金　　35,000,000,000円（１株につき200円）

(6) 払込期日

2019年７月１日

(7) 申込期間

2019年７月１日

(8) 発行方法

第三者割当の方法により、全てのＡ種優先株式を三菱商事株式会社に割り当てる。

(9) Ａ種優先株式の内容

Ａ種優先株式の内容につきましては、第２号議案「定款一部変更の件（Ａ種優先株式に関する規定を新設するもの）」をご参照ください。

第４号議案　定款一部変更の件（発行可能株式総数の増加に関するもの）

１．提案の理由

将来の本Ａ種優先株式の取得請求権の行使による普通株式の発行に備えて、本定時株主総会において、第２号議案及び第３号議案が承認され、本第三者割当に係る本Ａ種優先株式が発行されることを条件として、第２号議案による変更後の定款第６条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）に定める発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加するものです。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、かかる定款変更については、第１号議案「定款一部変更の件（会社組織に関するもの）」の内容は含まれておりません。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

第２号議案「定款一部変更の件（Ａ種優先株式に関する規定を新設するもの）」による変更後の定款	変更案
第２章　株　式 （発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 第６条　本会社の発行可能株式総数は、５億７千万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式が５億７千万株、Ａ種優先株式が１億7,500万株とする。 第７条～第11条の９（条文省略）	第２章　株　式 （発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 第６条　本会社の発行可能株式総数は、11億7,500万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式が10億株、Ａ種優先株式が１億7,500万株とする。 第７条～第11条の９（第２号議案「定款一部変更の件（Ａ種優先株式に関する規定を新設するもの）」による変更内容どおり）

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（９名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう２名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされ、全ての候補者について適任であるとの意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

【候補者一覧】

候補者番号	氏　名	当社における地位、担当	取締役在任年数（本株主総会終結時点）
1	山東（さんとう）　理二（まさじ）　再任	代表取締役社長 構造改革推進室長	２年
2	田中（たなか）　伸男（のぶお）　再任　社外　独立	取締役	４年
3	大河（おおかわ）　一司（かずし）　新任		―
4	樽谷（たるたに）　宏志（こうじ）　新任	顧問	―
5	風間（かざま）　常則（つねのり）　新任	ｴﾈﾙｷﾞｰﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ事業本部　特別推進部	―
6	山口（やまぐち）　博（ひろし）　新任　社外　独立	取締役（監査等委員）	―（注１）
7	松永（まつなが）　愛一郎（あいいちろう）　新任　社外		―

（注）１　山口博氏の監査等委員である取締役としての在任年数は、本株主総会終結時点で１年となります。

２　本議案が承認可決されたのちには、当社取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名、監査等委員である取締役３名で構成されます。

番号	氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	さんとう まさじ 山東 理二 (1957年10月21日生) 	1981年 4 月　三菱商事株式会社入社 2009年 4 月　智利三菱商事会社社長 2012年 4 月　三菱商事株式会社執行役員、智利三菱商事会社社長 2012年 7 月　三菱商事株式会社執行役員、環境・ｲﾝﾌﾗ事業本部長 2013年 6 月　当社取締役（2016年６月退任） 2013年 7 月　三菱商事株式会社執行役員 ｲﾝﾌﾗ事業本部長 兼 環境事業本部長 2015年 4 月　同社執行役員、ｲﾝﾌﾗ事業本部長 2016年 4 月　同社執行役員、中南米統括 2017年 4 月　当社副社長執行役員 2017年 6 月　当社代表取締役社長 2017年10月　当社代表取締役社長、構造改革推進室長（現任）	37,529株
	＜候補者とした理由＞ 山東理二氏は、智利三菱商事会社社長、三菱商事株式会社執行役員などを歴任され、2013年６月から３年間当社の社外取締役を務めるなど、当社及び当社ｸﾞﾙｰﾌﾟの事業にも精通しており、2017年６月に当社代表取締役社長に就任、そのｸﾞﾛｰﾊﾞﾙな職務経験や知見を活かし、本年５月に当社の再生計画を策定いたしました。今後、同計画をﾘｰﾀﾞｰとして遂行し、企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	たなか のぶお 田中 伸男 (1950年 3月 3日生) 	1973年 4 月　通商産業省（現経済産業省）入省 1991年10月　経済協力開発機構 科学技術工業局長 1995年 6 月　通商産業省産業政策局 産業資金課長 1998年 6 月　外務省 在ｱﾒﾘｶ合衆国日本大使館公使 2000年 6 月　独立行政法人経済産業研究所 副所長 2002年 1 月　経済産業省通商政策局 通商機構部長 2004年 7 月　経済協力開発機構 科学技術産業局長 2007年 9 月　国際ｴﾈﾙｷﾞｰ機関 事務局長 2012年 6 月　帝人株式会社 社外監査役（現任） 2013年 6 月　ｲﾉﾃｯｸ株式会社 社外監査役（現任） 2015年 4 月　公益財団法人笹川平和財団 理事長 2015年 6 月　当社取締役（現任） 2016年12月　公益財団法人笹川平和財団 会長（現任）	0株
	＜候補者とした理由＞ 田中伸男氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、国際ｴﾈﾙｷﾞｰ機関事務局長として培われたｴﾈﾙｷﾞｰ分野における豊富な経験、また世界的視野での知見等を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行しており、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※3	大河一司（おおかわかずし） (1956年 5 月12日生) 	1980年 4 月　三菱商事株式会社入社 2007年 9 月　同社ﾌﾟﾗﾝﾄ・産業機械事業本部付部長 2008年 6 月　当社事業推進室付 2010年 4 月　三菱商事株式会社執行役員 ｲﾝﾌﾗﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ本部長 2010年 6 月　当社取締役（2013年６月退任） 2012年 4 月　三菱商事株式会社執行役員 ﾌﾟﾗﾝﾄ・ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ事業本部長 2014年 4 月　同社常務執行役員 機械ｸﾞﾙｰﾌﾟCOO 2016年 4 月　同社常務執行役員 機械ｸﾞﾙｰﾌﾟCEO 2019年 4 月　同社常勤顧問（現任）	7,600株
	＜候補者とした理由＞ 大河一司氏は、三菱商事株式会社執行役員 ﾌﾟﾗﾝﾄ・ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ事業本部長、同社常務執行役員 機械ｸﾞﾙｰﾌﾟCOO及びCEOなどを歴任され、2010年６月から３年間当社の取締役を務めるなど、当社及び当社ｸﾞﾙｰﾌﾟの事業にも精通しております。その豊富な知見と、経営における幅広い実績を活かし、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。		
※4	樽谷宏志（たるたにこうじ） (1962年 5 月13日生) 	1986年 4 月　株式会社三菱銀行入行 2012年12月　株式会社三菱東京UFJ銀行法人ﾘｽｸ統括部長 兼 ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ統括部部長（特命担当） 2014年 5 月　株式会社三菱東京UFJ銀行監査部与信監査室長 2016年 4 月　株式会社三菱UFJﾌｨﾅﾝｼｬﾙ・ｸﾞﾙｰﾌﾟ監査部部長(特命担当) 兼 株式会社三菱東京UFJ銀行監査部与信監査室長 2016年 9 月　株式会社三菱UFJﾌｨﾅﾝｼｬﾙ・ｸﾞﾙｰﾌﾟ法務部長 兼 株式会社三菱東京UFJ銀行法務部長 2019年 6 月　当社入社、顧問（現任）	0株
	＜候補者とした理由＞ 樽谷宏志氏は、株式会社三菱UFJﾌｨﾅﾝｼｬﾙ・ｸﾞﾙｰﾌﾟ監査部部長(特命担当)及び法務部長並びに株式会社三菱東京UFJ銀行監査部与信監査室長及び法務部長などを歴任しております。その財務やﾘｽｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄなど幅広い知見を取締役として活かし、当社の発展と企業価値向上に資する者として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。		

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※5	かざ　ま　つね　のり 風　間　常　則 (1951年 2 月28日生) 	1976年 4 月　当社入社 2005年 9 月　当社RGX6 Project Manager 2014年 3 月　当社 Jangkrik FPU Project Project Sponsor 2016年 9 月　当社 Yamal LNG Project Project Sponsor 2018年 5 月　当社 Tangguh LNG Project Project Director 2019年 1 月　当社ｴﾈﾙｷﾞｰﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ事業本部　特別推進部（現任）	0株
	＜候補者とした理由＞ 風間常則氏は、Jangkrik FPU Project及びYamal LNG ProjectのProject Sponsorや、Tangguh LNG ProjectのProject Directorを歴任し、当社の様々なﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄを責任者として統括してまいりました。そのﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ運営・遂行の豊富な実績とｸﾞﾛｰﾊﾞﾙな専門的知見を取締役として活かし、当社の発展と企業価値向上に資する者として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。		
※6	やま　ぐち　ひろし 山　口　　博 (1951年 2 月15日生) 	1975年 4 月　東京電力株式会社入社 2005年 6 月　同社執行役員 電力流通本部 工務部長 2006年 6 月　同社執行役員 電力流通本部 副本部長 2007年 6 月　同社常務取締役 電力流通本部 副本部長 2012年 6 月　同社取締役、代表執行役副社長 電力流通本部長 2013年 6 月　同社取締役、代表執行役副社長 2014年 6 月　同社代表執行役副社長技監 2016年 4 月　東京電力ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ株式会社 代表執行役副社長技監、安全統括 2017年 6 月　一般財団法人 関東電気保安協会理事長（現任） 2018年 5 月　一般社団法人 電気学会 会長 2018年 6 月　当社 取締役［監査等委員］（現任）	5,229株
	＜候補者とした理由＞ 山口博氏は、ｴﾈﾙｷﾞｰ業界での豊富な知見と東京電力株式会社の取締役 代表執行役副社長 電力流通本部長を務められた経験を活かし、現在当社社外監査等委員として中立かつ客観的視点から適切な意見をいただいております。こうした実績を踏まえ、同氏の豊富な知見と経験を当社経営により活かしていただくため、今般、監査等委員である取締役を退任し、あらためて社外取締役候補者といたしました。		

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※7	まつながあいいちろう 松永愛一郎 (1963年 3 月14日生) 	1986年 4 月　三菱商事株式会社入社 2013年 5 月　同社新ｴﾈﾙｷﾞｰ・電力事業本部 重電機輸出部長 2014年 4 月　伯国三菱商事会社社長（ｻﾝﾊﾟｳﾛ） 兼 三菱商事株式会社中南米統括補佐 2017年 4 月　同社理事、中南米統括（ｻﾝﾊﾟｳﾛ） 兼 伯国三菱商事会社社長 2018年 4 月　三菱商事株式会社執行役員 中南米統括 兼 伯国三菱商事会社社長 2019年 4 月　三菱商事株式会社常務執行役員 産業ｲﾝﾌﾗｸﾞﾙｰﾌﾟCEO（現任）	0株
	＜候補者とした理由＞ 松永愛一郎氏は、三菱商事株式会社に入社後、同社新ｴﾈﾙｷﾞｰ・電力事業本部 重電機輸出部長や、伯国三菱商事会社社長を務められ、ｲﾝﾌﾗ、発電、新ｴﾈﾙｷﾞｰなど幅広い事業分野に精通されております。現在は、同社常務執行役員産業ｲﾝﾌﾗｸﾞﾙｰﾌﾟCEOを務めておられ、そのｸﾞﾛｰﾊﾞﾙな経営全般に関する経験や知見を活かし社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．※印は、新任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者であります。
２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、今後の個別取引において利害関係が生じるような場合については慎重に対処いたします。
３．各候補者の所有する当社株式の数は、当社役員持株会における持分を含んでおります（１株未満切捨表示）。
４．田中伸男、山口博及び松永愛一郎の各氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は田中伸男及び山口博の両氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ておりますが、両氏の選任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。なお、両氏は当社の社外取締役の独立性基準（37頁ご参照）を満たしております。
５．田中伸男氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって４年となります。
６．山口博氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって１年となります。なお、本議案においては、監査等委員ではない社外取締役として新任の候補者となっております。
７．当社は、田中伸男及び山口博の両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
８．風間常則氏の選任が承認され、同氏が非業務執行取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
９．松永愛一郎氏の選任が承認され、同氏が非業務執行取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
10．CEO　・・・Chief Executive Officer
COO　・・・Chief Operating Officer

【ご参考】 独立社外取締役の独立性判断基準

当社は、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定と経営監督の実現を図るため、高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点を持つ者から社外取締役（会社法第2条第15号に定める要件を満たす者）を選任する。この社外取締役の独立性について、当社は、（株）東京証券取引所の定める独立性に関する判断要素を基礎として、以下のいずれの項目にも該当しない場合には独立性を有すると判断する。

1．主要な取引先
（1）当社を主要な取引先とする者（注１）またはその業務執行者
（2）当社の主要な取引先（注2）またはその業務執行者
2．専門家
当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家またはその団体に属している者
3．主要株主
当社の主要株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
4．寄付先
当社が年間1,000万円を超える寄付を行っている先またはその業務執行者
5．過去要件
過去10年間において、上記１から４のいずれかに該当していた者
6．近親者
次に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族
（1）上記１から５のいずれかに該当する者
（2）当社またはその子会社の取締役、執行役員または重要な使用人（注3）
7．前各号のほか、当社と利益相反関係が生じるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事情を有している者

当社取締役会は、この判断基準の下、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として指名するよう努める。

注１：「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%相当額または１億円以上のいずれか高い方の支払を当社から受けた者をいう。
注２：「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%相当額以上の取引のあった者または直近事業年度における当社の連結総資産の2%相当額以上を当社に融資している者をいう。
注３：「重要な使用人」とは、本部長以上の使用人をいう。

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使ウェブサイトについて

⑴ インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社が指定する三菱UFJ信託銀行の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

⑵ インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

⑶ インターネットによる議決権行使は、2019年６月24日（月曜日）16時36分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら次頁に記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

インターネットによる議決権行使方法については次頁をご確認ください。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

⑴ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

⑵ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

<<機関投資家の皆様へ>>

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運用する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

以　上

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 スマートフォンで議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

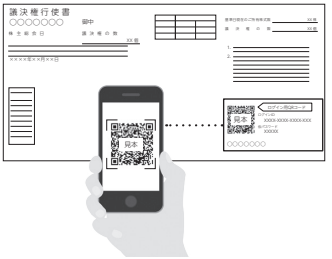

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

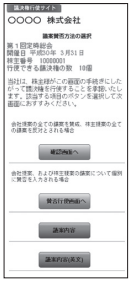

QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック。

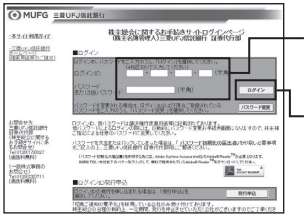

3 新しいパスワードを登録する。

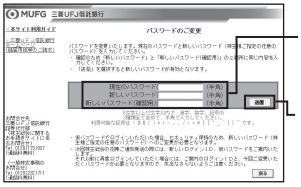

4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる
議決権行使に関するお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会会場のご案内

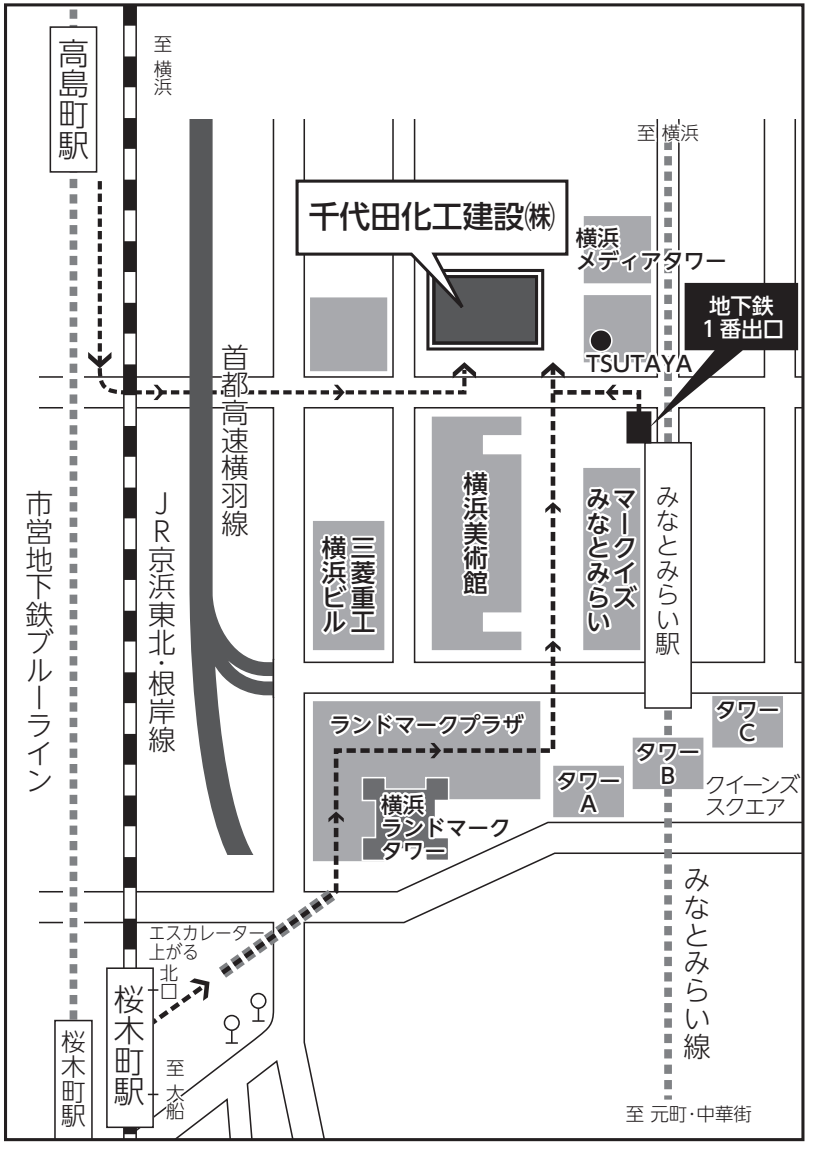

日　時

2019年６月25日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前９時予定）

会　場

横浜市西区みなとみらい四丁目６番２号
みなとみらいグランドセントラルタワー11階
当社講堂

交　通

最寄り駅：みなとみらい線「みなとみらい」駅
　１番出口（グランモール口）から徒歩２分
他駅からのアクセス：
　ＪＲ「桜木町」駅から　徒歩約18分
　市営地下鉄「桜木町」駅から　徒歩約20分
　市営地下鉄「高島町」駅から　徒歩約13分

**昨年より、株主総会ご出席株主様へのお土産の配付を取り止めさせていただきました。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。**

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン フォントを採用しています。



第91期 報告書

2018年4月1日～2019年3月31日

千代田化工建設株式会社

証券コード6366

CHIYODA CORPORATION

財務ハイライト

受注工事高／完成工事高／受注残高

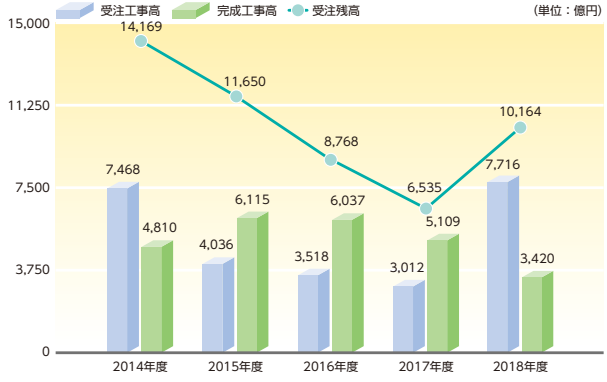

親会社株主に帰属する当期純利益

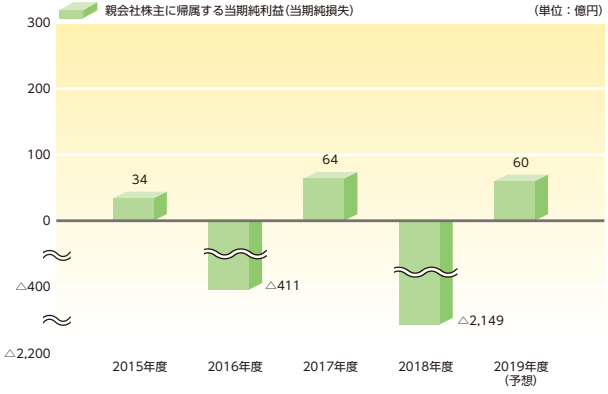

配当

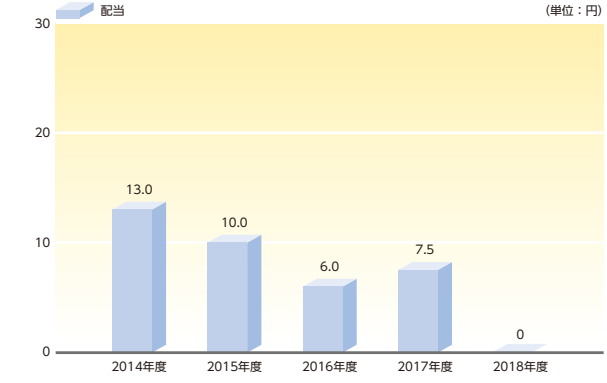

純資産／自己資本比率

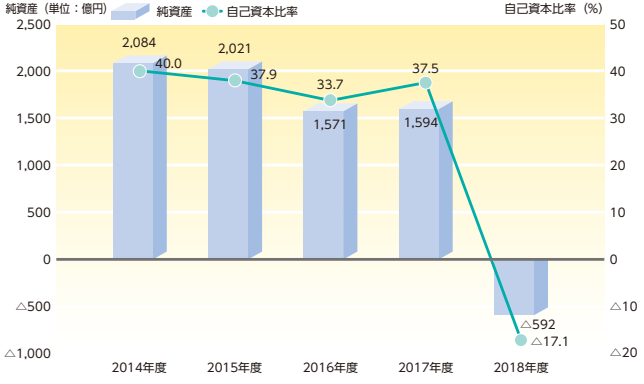

目　次

- 株主の皆様へ／経営理念・経営ビジョン …… 1
- 事業報告 …… 2
- 連結計算書類 …… 17
- 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 …… 19
- 計算書類 …… 20
- 計算書類に係る会計監査人の監査報告 …… 22
- 監査等委員会の監査報告 …… 23
- トピックス …… 24

株主の皆様へ



拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

ここに、当社グループの第91期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の概況についてご報告申しあげます。

第91期決算では、2018年11月に業績悪化を発表した第2四半期決算に続き、第4四半期決算で、現在遂行中の大型LNGプロジェクトにおける工事コストの大幅増加を主たる原因として更なる損失を計上する結果となりました。株主・投資家の皆様、お取引先の皆様をはじめ、ステークホルダーの皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申しあげます。このような状況に伴い、配当につきましても、誠に遺憾ながら今期は無配とさせていただきたく、ご理解を賜りたくお願い申しあげます。

第2四半期に行った「中期経営計画（2017～2020）の見直し ～再生に向けたビジョン～」の発表以来、再生に向けた様々な施策を当社グループの総力を挙げて推進してまいりました。その結果、財務体質強化策、新組織「戦略・リスク統合本部」による工事損失防止・リスクマネジメント体制の強化、EPC（設計・調達・建設）遂行能力底上げのための組織・人事改革などを骨子とした、新たな中期経営計画「再生計画～再生と未来に向けたビジョン～」をまとめるに至りました。今後は、この再生計画を着実に実行することで再発防止に努め、業績の早期回復を目指してまいります。

役職員一同、今回の結果を重く受け止め、ステークホルダーの皆様の信頼を一日も早く回復できるよう、気を引き締めて事業を進めてまいります。株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

敬具

2019年6月

千代田化工建設株式会社
代表取締役社長
山東理二

経営理念

総合エンジニアリング企業として、英知を結集し研鑽された技術を駆使してエネルギーと環境の調和を目指して事業の充実を図り、持続可能な社会の発展に貢献する。

千代田化工建設グループでは、この経営理念のもとに全社員が企業活動に従事し、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会など、すべてのステークホルダーから信頼され、共感していただける企業グループ経営を目指していきます。

経営ビジョン―千代田化工建設グループが目指す姿

私たち千代田化工建設グループは、技術と情熱でエネルギーと地球環境の未来を創る、新しいリーディングエンジニアリングカンパニーを目指します。

（第91回定時株主総会招集ご通知　提供書面）

事業報告（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度において、米国にて遂行中のキャメロンLNGプロジェクトでは、第1系列の建設工事最終盤になって手戻り工事と仕上げ工事が多数発生し想定外のコスト増を招きました。加えて、本年2月以降も米国の現場作業員の離職率が想定を超えて高止まりしていることに起因して生産性に改善がみられていません。このような状況を鑑み、これまでのリスク管理に加え、外部専門家を幹部として登用した新組織による査定を踏まえてリスクの認識レベルをさらに高め、第2、第3系列でも工事最終盤に同様のコストがかかるものと想定の上、完成までに必要なコストを当社独自に厳しく再査定し、そのコストを計上しました。インドネシアにて遂行中のタングーLNGプロジェクトでは、様々な複合要因によってプロジェクトの進捗が大きな影響を受けていますが、影響を最小限に留めるために必要なコストを再度精査の上、計上しました。また、訴訟・仲裁等についてのリスクの見直し、及びその他遂行中の国内外の中小プロジェクトに内在するリスクも見直した結果、新たな追加コストの計上に至りました。

こうした状況の中、当社グループは、コア事業であるLNG分野で世界各地の大型プロジェクト建設工事を引き続き遂行しています。オーストラリアではイクシスLNGプラントが第2系列、ロシアではヤマルLNGプラントが第3系列まで、それぞれすべて運転を開始しました。一方、米国では第4四半期に新設LNGプラント案件を受注しました。また、カタールでは拡張案件のFEED（基本設計）業務を予定通り完了し、ナイジェリアではFEED及びEPC（設計・調達・建設）見積り業務を遂行中です。また、中期経営計画「未来エンジニアリングへの挑戦」で掲げた構造改革と成長戦略を、2018年11月に一部見直した上で更に推し進め、再生可能エネルギー分野やライフサイエンス分野等の事業拡大のほか、Big Data・AI（人工知能）技術の活用といった将来の新ビジネスモデル構築に向けた取り組みも継続しました。

当連結会計年度の連結受注工事高は7,715億59百万円（前連結会計年度比156.1%増）、連結受注残高は1兆163億56百万円（同55.5%増）、連結完成工事高は3,419億52百万円（同33.1%減）となりました。また、営業損失は1,997億95百万円（前連結会計年度は営業損失123億30百万円）、経常損失は1,929億98百万円（前連結会計年度は経常損失101億円）、親会社株主に帰属する当期純損失は2,149億48百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益64億45百万円）となりました。



Courtesy of Novatek

当社の報告セグメントであるエンジニアリング事業の概況は、次のとおりです。

[エネルギー分野]

（LNG・その他ガス関係）

海外では、オーストラリア、米国、ロシア、インドネシアでLNGプラントのEPC業務を遂行中です。オーストラリアではイクシスLNGプラントが第1、第2の両系列での生産を開始し、ロシアではヤマルLNGプラントの第3系列が契約納期よりも1年以上早く完成し、3系列の生産能力が1,650万トンに達するなど、大型案件は着実に進捗しています。米国では新設LNGプラント案件を受注しました。また、カタールでは年産780万トンのLNGプラントを4系列増設する計画のFEED業務を予定通りに完了し、ナイジェリアではFEED及びEPC見積り業務をそれぞれ順調に遂行しています。その他ガス分野では、カタールの当社グループ会社がヘリウム生産設備のEPC業務に加え、当社が建設したLNG・ガス処理プラントの改造・改修案件のEPCm（設計・調達・建設管理）に係る複数の業務を遂行中です。

国内では、当社が建設したLNG受入基地の改造・改修や、耐震補強等の国土強靭化基本法対応案件のEPC業務を遂行しています。

（石油・石油化学・金属関係）

海外では、米国メキシコ湾岸における大型エチレンコンプレックス建設計画の心臓部となるエチレン生産プラントのEPC業務を遂行中です。また、マレーシアで残油流動接触分解装置のEPCC（設計・調達・建設・試運転）業務を順調に進めています。さらに、東南アジアの当社グループ会社が、マレーシアで石油化学製品用タンクターミナル施設のEPC業務や、アジア地域の石油・化学等ダウンストリーム案件に関わるプロジェクトマネジメント業務を遂行中です。

国内では、石油会社向けに、2020年の船舶燃料硫黄分規制への対応を目的とした既設設備改造工事のEPC業務や、設備の最適化を目的とした製油所高度化案件、耐震補強等の国土強靭化基本法対応工事、既設設備改造工事などを遂行しています。また、化学会社向けに高機能材製造設備のEPC業務を完工し、更に別の高機能材製造設備や水素化石油樹脂生産設備などのEPC業務を継続して遂行中です。

[地球環境分野]

（医薬・生化学・一般化学関係）

国内の医薬・生化学分野においては、高薬理活性物質に対応した最先端の注射剤製造設備や医薬品製造用の分離精製剤の製造設備を完工したほか、中分子医薬品原薬製造設備、医薬品合成原薬製造設備などのEPC業務を遂行しています。

（環境・新エネルギー・インフラ関係）

海外では、交通インフラ分野として、フィリピン新ボホール空港及びモンゴル新国際空港が完工しました。環境分野では、インドでの環境規制強化により石炭火力発電所への排煙脱硫設備の導入が進む中、当社のCT-121排煙脱硫プロセスが4件採用されました。また、昨年度にアラブ首長国連邦ドバイで完工した完全人工光型植物工場の実証設備案件の実績、及び植物工場業界における大手生産・運営事業者であるMIRAI株式会社と業務提携に至ったことで更なる体制強化を図り、国内・中東・ロシア等を中心として商業設備の導入推進に努めています。

国内では、世界最大級の蓄電池システム建設工事や、石炭火力発電所向けの排煙脱硫設備、CO_2分離回収実証設備、太陽光

発電設備（メガソーラー）などのEPC業務を遂行中のほか、最新の食品安全衛生基準に適合した食品工場、食品分野の研究所建設工事を完工しました。新エネルギー関連では、日本初のバイオジェット・ディーゼル燃料製造実証設備が完成し、また木質ペレットを燃料とする国内最大級のバイオマス発電所建設に係るEPC業務を遂行中です。そのほか、三菱商事株式会社、三井物産株式会社、日本郵船株式会社とともに設立した「次世代水素エネルギーチェーン技術研究組合」による水素サプライチェーンの事業化に向けた実証プロジェクトも順調に進んでいます。

[デジタル技術革新分野]

デジタルイノベーション関連では、国内有数のAIベンチャー企業である株式会社グリッドとの業務提携に基づき、AI技術を活用したプラント生産性向上に向けた活動を継続しています。その一環として、アラブ首長国連邦のアブダビ･ガス液化公社（Abu Dhabi Gas Liquefaction Company Limited)と、同社が保有するLNGプラントに対し、「先進的デジタル技術」を提供する内容の覚書を締結し、各種スタディを遂行しています。また、インドネシアのドンギ・スノロLNG社（PT. Donggi-Senoro LNG）の稼動中LNGプラント向けに、生産効率の改善とLNG増産支援を目的としたAI技術の開発を進めています。一方、社内的には、デジタル技術の一層の活用を目指した活動「Target20」を推進しています。設計、調達、建設、コーポレートのそれぞれの分野でのデジタル化による業務改善の目標を設定するとともに、常時新しい提案を募り、競争力強化に向けて全社で取り組んでいます。



提供：株式会社ユーグレナ



北豊富変電所蓄電池システム建設工事　完成予想CG図

（事業分野別受注工事高・完成工事高・受注残高）

（単位：百万円）

区　分		前連結会計年度末受注残高	当連結会計年度受注工事高	当連結会計年度完成工事高	当連結会計年度末受注残高
1　エンジニアリング事業		653,516	768,199	338,592	1,016,356
		(100.0%)	(99.6%)	(99.0%)	(100.0%)
エネルギー分野	⑴ LNGプラント関係	352,164	409,075	188,844	544,082
		(53.9%)	(53.0%)	(55.2%)	(53.5%)
	⑵ その他ガス関係	4,406	12,344	2,708	13,405
		(0.7%)	(1.6%)	(0.8%)	(1.3%)
	⑶ 石油・石油化学・金属関係	155,031	227,083	60,191	311,087
		(23.7%)	(29.4%)	(17.6%)	(30.6%)
地球環境分野	⑷ 医薬・生化学・一般化学関係	36,117	21,961	28,836	24,012
		(5.5%)	(2.9%)	(8.4%)	(2.4%)
	⑸ 環境・新エネルギー・インフラ関係	96,510	90,045	48,354	116,734
		(14.8%)	(11.7%)	(14.2%)	(11.5%)
	⑹ その他	9,286	7,689	9,656	7,034
		(1.4%)	(1.0%)	(2.8%)	(0.7%)
2　その他の事業		－	3,360	3,360	－
		(－)	(0.4%)	(1.0%)	(－)
総　合　計		653,516	771,559	341,952	1,016,356
		(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
国　　内		163,210	196,535	120,400	217,526
		(25.0%)	(25.5%)	(35.2%)	(21.4%)
海　　外		490,306	575,023	221,552	798,830
		(75.0%)	(74.5%)	(64.8%)	(78.6%)

（注）当連結会計年度末受注残高を算出するにあたっては、前連結会計年度以前に受注した工事の契約変更等による減額分及び外貨建契約に関する為替換算修正に伴う増減額の合計を加味しております。

⑵　設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は24億80百万円となりました。

⑶　資金調達の状況

当連結会計年度においては記載すべき資金調達に関する事項はありません。

（注）当社は、2019年5月9日開催の取締役会において、三菱商事株式会社との間で、株式引受契約書を締結し、第三者割当の方法により、発行価額総額700億円のA種優先株式を発行することを決議いたしました。

⑷　対処すべき課題

上記（1）「事業の経過及びその成果」に記載のとおり、当社グループは、当連結会計年度において、米国で遂行中のキャメロンLNGプロジェクトにて、第1系列の建設工事最終盤になって手戻り工事と仕上げ工事が多数発生したこと、及び現場作業員の離職率の増加に伴う生産性の低下により、想定外のコスト増を招きました。後続の同プロジェクトの第2、第3系列においても同様のコストがかかる想定のもと、これまでのリスク管理に加え、幹部に外部専門家を登用した新組織にてリスクの認識レベルをさらに高め、完成までに必要な追加コストを再査定いたしました。また、インドネシアにて遂行中のタングーLNGプロジェクトでは、様々な複合要因によってプロジェクトの進捗が大きな影響を受けていますが、影響を最小限に留めるために必要なコストについても再度査定いたしました。

更に、訴訟・仲裁等についてのリスクの見直し、及びその他遂行中の国内外の中小プロジェクトに内在するリスクも見直し、追加コストを計上した結果、当連結会計年度において、大幅な親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、2019年3月31日時点で繰越剰余金がマイナスとなりました。

上記に伴い、当社グループは債務超過の状態に陥ったため、早急な債務超過状態の解消・足元の資金繰り改善が必要と認識いたしました。こうした状況下、当社は、2019年5月9日開催の取締役会において、2017年8月に公表し2018年11月に一部修正した「未来エンジニアリングへの挑戦」に代わる新たな中期経営計画を策定するとともに、財務体質の強化のため第三者割当による優先株式の発行及び資金の借入れを行うことを決議しました。

まず、当社は、三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）に対して、第三者割当の方法により、発行価額総額700億円のA種優先株式を発行し、また三菱商事フィナンシャルサービス株式会社（三菱商事の完全子会社）及び株式会社三菱UFJ銀行から総額1,100億円の資金の借入れを行う各種契約を2019年5月9日に締結し、財務及び事業基盤の強化を図る予定としております。

また、当社グループは上記の財務強化策と共に、新たな中期経営計画「再生計画～再生と未来に向けたビジョン～」を策定しました。新たな中期経営計画では、従前の中期経営計画における成長の方向性を再確認した上で、その方向性に向けた経営基盤作りとして、リスク管理体制の高度化、EPC遂行管理力の進化、人財の高度化・拡充をより一層推進していく計画です。

当社グループを取り巻く環境としては、長期的な視点からは、エネルギー需給の構造変化が予測されるものの、LNG需要の堅調な伸びを背景とした顧客のLNG案件への投資意欲は引き続き旺盛であり、これまでLNG事業分野で実績を重ねてきた当社グループにとって好ましい環境であるといえます。また、脱炭素社会の到来を意識した再生可能エネルギー、蓄電・蓄エネルギー、環境の各分野における事業の拡充や、医薬・ライフサイエンス分野の台頭等、当社グループが新たに実績を重ねつつある分野も堅調に成長しております。当社グループは、リスク管理体制の高度化の一環として新たに本格稼働させる戦略・リスク統合本部の下、より戦略的な選別受注や案件遂行支援等によって、上記成長分野を確実に取り込んでいく計画です。

さらに、新しい中期経営計画では、当社グループが持つエンジニアリングの価値は、EPC遂行力・最適化力・新技術の社会実装力を提供することであるとの再定義を行いました。この再定義された価値に基づき、当社グループは「技術をカタチにする」プロジェクトライフサイクルパートナー・「技術を繋ぎ組み合わせる」インテグレーションパートナー・「未来の技術を生み育てる」インキュベーションパートナーとして、多様な分野への事業シフトや新ビジネスモデルの開発を進め、更なる成長へ向けて加速していく方針です。

⑸ 財産及び損益の状況の推移

区　分	88期 2015年4月～ 2016年3月	89期 2016年4月～ 2017年3月	90期 2017年4月～ 2018年3月	91期 2018年4月～ 2019年3月
受注工事高（百万円）	403,595	351,780	301,214	771,559
完成工事高（百万円）	611,548	603,745	510,873	341,952
営業利益又は営業損失（△）（百万円）	16,015	15,680	△12,330	△199,795
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	16,205	△3,080	△10,100	△192,998
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（百万円）	3,375	△41,116	6,445	△214,948
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	13.03	△158.76	24.89	△830.02
純資産（百万円）	202,128	157,125	159,418	△59,154
1株当たり純資産（円）	772.89	599.83	608.41	△232.13
総資産（百万円）	528,219	461,331	420,337	352,341

（注）1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式数を除外した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式数を除外した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）等を第91期連結会計年度の期首から適用しており、第90期連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

⑹ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社に親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
千代田工商株式会社	横浜市	150百万円	100%	各種産業用設備等の設計・建設・メンテナンス、保険業等
千代田システムテクノロジーズ株式会社	横浜市	334百万円	100%	各種産業用機械設備に関する電気・計装・制御の設計・調達・建設・メンテナンス（含資材供給）、統合ITシステムのコンサルティング・開発・運用及び社会インフラ設備に係る各種事業等
千代田テクノエース株式会社	横浜市	300百万円	100%	医薬品・研究施設等の各種産業用設備に関する設計・建設等
アローヘッド・インターナショナル株式会社	東京都港区	98百万円	81.6%	旅行業
千代田ユーテック株式会社	横浜市	66百万円	100%	エネルギー・環境全般の技術的コンサルティング事業、人材派遣業、アウトソーシング事業等
アロー・ビジネス・コンサルティング株式会社	横浜市	50百万円	100%	財務・会計・税務に関するコンサルティング及び業務受託等
千代田フィリピン・コーポレーション	フィリピン	151百万フィリピンペソ	100%	各種産業用設備等の設計等
千代田オセアニア・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリア	2.5百万豪ドル	100%	各種産業用設備等の設計・建設等
ピー・ティー・千代田インターナショナル・インドネシア	インドネシア	215万米ドル	100% (0.7%)	各種産業用設備等の設計・建設等
千代田シンガポール・プライベート・リミテッド	シンガポール	13百万シンガポールドル	100%	各種産業用設備等の設計・建設等
千代田マレーシア・センドリアン・ベルハッダ	マレーシア	1百万マレーシアリンギット	21.5% (1%)	各種産業用設備等の設計・建設等
千代田サラワク・センドリアン・ベルハッダ	マレーシア	50万マレーシアリンギット	100%	各種産業用設備等の設計・建設等
千代田タイランド・リミテッド	タイ	4百万タイバーツ	49% (16%)	各種産業用設備等の設計・建設等
千代田&パブリック・ワークス・カンパニー・リミテッド	ミャンマー	5.5百万米ドル	60%	各種産業用設備等の設計・建設等
千代田アルマナ・エンジニアリング・エルエルシー	カタール	4.5百万カタールリヤル	49%	各種産業用設備等の設計・建設等
千代田インターナショナル・コーポレーション	米国	1,235万米ドル	100%	各種産業用設備等の設計・建設等

(注) 1. 議決権比率の( )内は、間接所有割合を内数で記載しております。
2. 千代田マレーシア・センドリアン・ベルハッダ、千代田タイランド・リミテッド及び千代田アルマナ・エンジニアリング・エルエルシーは、議決権比率は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としたものです。
3. アローヘッド・インターナショナル株式会社は2019年4月1日付で株式会社日本旅行・グローバルビジネストラベルにその主たる事業である業務渡航サービス事業を移管いたしました。

なお、重要な関連会社の状況は次のとおりです。

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
エムピーディーシー・ガボン株式会社	東京都千代田区	495百万円	25%	石油鉱区の開発・生産及び販売
エル・アンド・ティー・千代田リミテッド	インド	90百万インドルピー	50%	各種産業用設備等の設計等
千代田ペトロスター・リミテッド	サウジアラビア	7百万サウジリアル	49%	各種産業用設備等の設計・建設等

(注) 千代田シー・シー・シー・エンジニアリング・プライベート・リミテッド及びエクソダス・グループ・(ホールディングス)・リミテッドは株式の売却により、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しています。

③ 重要な資本業務提携の状況

相手先	契約内容
三菱商事株式会社	資本業務提携契約

(7) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

総合エンジニアリング事業（ガス、電力、石油、石油化学、一般化学、医薬品等の設備並びに公害防止・環境改善・保全及び災害防止用等の設備に関するコンサルティング、計画、設計、調達、施工、試運転及びメンテナンス等、石油・天然ガスその他鉱物資源の開発、関連事業に対する投融資）

(8) 主要な営業所及び事業所（2019年3月31日現在）

① 国内営業所：横浜、大阪

② 国内事業所：苫小牧、新潟、神栖、つくば、市原、川崎、富士、富山、知多、四日市、堺、山陽小野田、倉敷、沖縄

③ 海外事業拠点（主要関係会社所在地含む）：韓国、中国、フィリピン、オーストラリア、インドネシア、シンガポール、マレーシア、タイ、ミャンマー、インド、アラブ首長国連邦、カタール、サウジアラビア、モザンビーク、ナイジェリア、ヴェネズエラ、イタリア、オランダ、英国、フランス、ブラジル、米国

④ 研究開発センター：横浜

⑼ 従業員の状況（2019年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（名）	合計（名）
エンジニアリング事業	4,555［689］	5,243［700］
その他の事業	688［ 11］	

（注）1. 従業員数は、当社及び重要な子会社（当社グループ）の就業人員数であります（関連会社の就業人員は含みません）。 従業員数にはグループ外から当社グループへの出向者を含み、当社グループからグループ外への出向者は除いております。
2. 臨時従業員は、［ ］内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。
3. その他の事業の従業員数が前連結会計年度と比べ500名増加しましたのは、2018年4月1日付でアローヒューマンリソース株式会社が、千代田ユーテック株式会社及び千代田ビジネスソリューションズ株式会社を吸収合併し、千代田ユーテック株式会社に商号変更したことに伴い、報告セグメント間での異動があったことなどによるものです。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前年度末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
1,554［404］	+59	41.0	12.3

（注）1. 従業員数は、執行役員、顧問・参与・フェロー並びに外国人・期限付嘱託及び当社から他社への出向者を除き、嘱託及び他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 臨時従業員は、［ ］内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

⑽ 主要な借入先（2019年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	10,000百万円
株式会社みずほ銀行	4,000百万円
株式会社三井住友銀行	1,000百万円

（注）当社は、2019年5月9日開催の取締役会において、三菱商事フィナンシャルサービス株式会社及び株式会社三菱UFJ銀行から、総額1,100億円の借入れを行うことを決議いたしました。

⑾ 他の会社の株式の処分の状況

当連結会計年度において、当社保有株式の一部を総額18億52百万円で売却いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 570,000,000株

⑵ **発行済株式の総数** 260,324,529株

（注）1単元の株式の数は100株であります。

⑶ **株主数** 29,562名（前年度末比11,329名増）

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	86,931千株	33.57%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,297	3.98
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	9,033	3.49
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	8,371	3.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,809	1.86
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S.TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	4,500	1.74
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	4,274	1.65
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	3,527	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	3,169	1.22
CREDIT SUISSE AG, DUBLIN BRANCH MAIN EQUITY ACCOUNT	3,008	1.16

（注）持株比率は、自己株式（1,357,156株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2019年3月31日現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
長　坂　勝　雄	代表取締役会長	
山　東　理　一	代表取締役社長 構造改革推進室長	
佐　原　　新	代表取締役副社長執行役員 CTMO	
林　　大　嗣	代表取締役副社長執行役員 CFO 兼 CCO 兼 CPO 兼 構造改革推進室長代行	
児　島　雅　彦	取締役専務執行役員 社長補佐（成長戦略担当）兼 構造改革推進室長代行	
清　水　良　亮	取締役専務執行役員 CSO 兼 経営企画本部長	
内　田　信　行	取締役常務執行役員 エネルギープロジェクト事業本部長代行	
田　中　伸　男	取締役	公益財団法人笹川平和財団　会長 イノテック株式会社　社外監査役 帝人株式会社　社外監査役
佐久間　　浩	取締役	三菱商事株式会社　常務執行役員
北　本　高　宏	取締役　常勤監査等委員	
小　林　幹　生	取締役　常勤監査等委員	
山　口　　博	取締役　監査等委員	一般財団法人　関東電気保安協会理事長 一般社団法人　電気学会　会長
饗　場　哲　也	取締役　監査等委員	三菱商事株式会社　理事
奈良橋　美　香	取締役　監査等委員	弁護士

（注）1. 2018年6月21日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって、高石英明及び今出川幸寛の両氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
2. 田中伸男及び佐久間浩の両氏は社外取締役であります。また、小林幹生、山口博及び奈良橋美香の各氏は、監査等委員である社外取締役であります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、北本高宏及び小林幹生の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、田中伸男、小林幹生、山口博及び奈良橋美香の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
5. 監査等委員である取締役 北本高宏及び饗場哲也の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・北本高宏氏は、三菱商事株式会社の海外子会社におけるCFOを歴任しておりました。
・饗場哲也氏は、三菱商事株式会社における経理部門の責任者や同社海外子会社における取締役CFOなどを歴任しておりました。
6. 当社と各社外取締役及び監査等委員は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. CTMO、CFO、CCO、CPO及びCSOはそれぞれ以下の略称となります。
CTMO…Chief Talent Management Officer
C F O…Chief Financial Officer
C C O…Chief Compliance Officer
C P O…Chief Privacy Officer
C S O…Chief Sustainability Officer

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

	人数	基本報酬	業績連動報酬	自社株式取得目的報酬
取締役（監査等委員を除く）	8名	187百万円	0百万円	44百万円
取締役（監査等委員）	6	66	(非該当)	(非該当)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬額合計は232百万円、監査等委員である取締役の報酬額合計は66百万円、社外役員（社外取締役1名及び社外監査等委員4名）の報酬額合計は54百万円であります。
2. 上記の人数には、2018年6月21日開催の第90回定時株主総会終結のときをもって退任した取締役（監査等委員である取締役を含む。）2名を含め、当事業年度に係る報酬があった役員の人数を示しています。
3. 取締役のうち1名は、子会社から報酬等を受けております。

② 報酬等の内容の決定に関する方針

当社の役員報酬制度は、業績との連動強化、株主の皆様との価値共有、業績向上に対する意欲や士気向上を図ることを狙いとし、2016年6月23日開催の2015年度定時株主総会決議により、以下のとおりご承認をいただいております。

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

区分（名称）	報酬の考え方	報酬制度の概要
基本報酬	職責に対応	年額3億円以内とします。
業績連動報酬	毎期の成果に対応	親会社株主に帰属する当期純利益や配当金の水準といった定量的な要素に加え、経営目標の達成度などの定性的な要素を考慮し、年額2億円以内かつ親会社株主に帰属する当期純利益の額の1%以内にて運用します。
自社株式取得目的報酬	長期的な業績向上に連動	年額9千万円以内とします。監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く）は、役員持株会を通じて自社株式を取得します。

(注) 社外取締役の報酬は基本報酬のみとします。

2. 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬額については、職責に対応した基本報酬として年額84百万円以内といたします。なお、監査等委員である取締役の報酬は、その職務に鑑み、固定報酬である基本報酬のみといたします。

(3) 社外役員及び監査等委員である取締役に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

1. 社外取締役佐久間浩及び監査等委員である取締役饗場哲也の両氏の兼職先である三菱商事株式会社は、当社と資本業務提携の関係があり、当社の主要株主であります。
2. 上記1.以外は、各兼職先と当社との間に特別の取引関係等はありません。

② 取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取　締　役	田　中　伸　男	当事業年度開催の取締役会（全17回）の全回に出席し、エネルギー分野における経験及び知見等を活かして、当社の経営全般にわたって必要な発言を行っております。
取　締　役	佐久間　　浩	当事業年度開催の取締役会（全17回）の全回に出席し、経営者としての経験及び知見に基づき、当社の経営全般にわたって必要な発言を行っております。
取　締　役（監査等委員）	北　本　高　宏	取締役就任（2018年6月21日）後の当事業年度開催の取締役会（全14回）及び執行役員会（全11回）並びに監査等委員会（全10回）の全回に出席し、また、常勤監査等委員として経営会議などの社内主要会議に適宜出席し、必要に応じて発言を行っております。 なお、監査等委員会においては、社内での定例監査状況について報告しております。
取　締　役（監査等委員）	小　林　幹　生	当事業年度開催の取締役会（全17回）及び執行役員会（全14回）並びに監査等委員会（全14回）の全回に出席し、また、常勤監査等委員として経営会議などの社内主要会議に適宜出席し、必要に応じて発言を行っております。 なお、監査等委員会においては、社内での定例監査状況について報告しております。
取　締　役（監査等委員）	山　口　　博	取締役就任（2018年6月21日）後の当事業年度開催の取締役会（全14回）及び執行役員会（全11回）並びに監査等委員会（全10回）の全回に出席し、エネルギー業界での豊富な知見等を活かして、必要な発言を行っております。
取　締　役（監査等委員）	饗　場　哲　也	取締役就任（2018年6月21日）後の当事業年度開催の取締役会（全14回）及び執行役員会（全11回）の全回並びに監査等委員会（全10回）のうち9回に出席し、財務及び会計に関する相当程度の知見等を活かして、必要な発言を行っております。
取　締　役（監査等委員）	奈良橋　美　香	取締役就任（2018年6月21日）後の当事業年度開催の取締役会（全14回）及び執行役員会（全11回）並びに監査等委員会（全10回）の全回に出席し、弁護士として、主として法律的見地から、法律の趣旨の説明も交え、必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

128百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

158百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 上記②について、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、主にリスク管理態勢の高度化に係る助言・指導業務についての対価を支払っております。
3. 当事業年度における上記報酬の額以外に、前事業年度に係る追加報酬が１百万円あります。
4. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
5. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査体制を含む監査計画の内容及び監査時間・報酬単価などの報酬見積の算出根拠を確認すると共に、従前の年度における職務遂行状況、非監査業務の委託状況及び他社事例等も考慮し、検討した結果、会計監査人の報酬等が妥当であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行なっております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は会計監査人である監査法人（以下「現会計監査人」といいます。）が、会社法第340条第1項各号に該当するときは、監査等委員全員の同意をもって現会計監査人を解任します。

この場合、監査等委員会は、併せて、必要に応じ一時会計監査人を選任し、監査等委員会が選定した監査等委員は、現会

計監査人解任後最初に招集される株主総会において、現会計監査人を解任し、かつ一時会計監査人を選任した旨及びその理由を報告いたします。

現会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる事由が発生した場合、又は現会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性等を勘案し、現会計監査人の変更が必要と判断した場合には、監査等委員会は、現会計監査人の不再任及び新たな会計監査人の選任の議案を決定します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、株主総会において、現会計監査人を不再任とし、かつ新たな会計監査人を選任する旨及びその理由を報告いたします。

（注）2018年6月21日付で、監査等委員会にて上記の通り決議されました。

5. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

《業務の適正を確保するための体制》

業務の適正を確保するための体制について、取締役会にて決定した当該体制（内部統制システムに関する基本方針）の要旨は、次のとおりであります。（最終改定　2018年3月28日）

【内部統制システムに関する基本的な考え方】

当社は、法令等に従い、業務の適正を確保するための内部統制システムを整備・運用しております。内部統制強化のために内部統制運営委員会を設置し、同委員会が社内の調整・意見集約を行い、期末または必要と判断した時点で、経営会議に対して内部統制に関する改善等の提言を行っています。経営会議はその提言を検討し、取締役会が内部統制システムについて決定を行います。

【内部統制システムの整備・運用】

1. 法令等遵守体制

⑴ 当社は、国内外の法令等を遵守し企業倫理に則った業務遂行を行うことを最優先事項と位置付け、経営理念および千代田グループ行動規範に従って事業活動を行う。取締役は自ら率先して範を示し、取締役会は取締役の職務執行の法令等遵守について監督を行う。

⑵ 法令等遵守体制の強化を図るために、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。また、関連規定およびマニュアルの制定・各種研修の実施・関係情報の提供等を通じて役職員の意識徹底を図るほか、内部通報制度や相談窓口を整備しコンプライアンスの実効性を高める。なお、内部通報においては通報・相談したことを理由とした相談者または通報者に対する不利な取扱いを行わない。

⑶ 取締役会は、その意思決定の過程において、法律問題や経営判断手続などについて必要に応じて顧問弁護士等に確認を取り、客観性と透明性を高める。

⑷ 内部監査部門は、各部門における法令等の遵守の状況について監査を実施する。

⑸ 当社は、反社会的勢力には毅然と対峙し利益供与は行わない。反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、警察や顧問弁護士等の外部専門機関とも連携して組織的に対応する。

2. 情報保存管理体制

⑴ 当社は、取締役の職務の執行に係る情報の取り扱いに関し、文書管理・秘密情報管理に係る社内規定により対象文書・管理責任者・保存期間など基本的事項を定め、適切に保存および管理を行う。

⑵ 取締役会や経営会議等の重要な会議については、法令および社内規定に基づいて議事録を作成の上、適切に保存および管理を行う。

3. 損失危険管理体制

⑴ 当社は、リスク管理・危機管理に係る基本方針・社内規定および各種マニュアルに基づき、リスクの類型に応じたリスク管理・危機管理体制を構築する。また、全社のリスクを統括する恒常部門を設置し、各部門に配置するリスクマネジャーが実施する活動を一元的に統括する。

⑵ リスク統括部門は、関連情報の提供や注意喚起などにより恒常的な予防・管理活動を行う一方、危機が発生した場合の事務局機能を担い有事の際の対応にあたる。

⑶ 当社事業の中核であるプロジェクト案件の受注・遂行に係るリスク管理については、テイクアップ、見積方針、プロポーザル等に関する検討会制度を整備し、加えて、コールドアイレビューシステム等の内部牽制機能を担う部門を設置し、これにあたる。プロジェクト案件の遂行面については、関係各部門が専門的な知見を用い適時にプロジェクトの遂行段階に合わせたレビュー、オーディットを実施する。

4. 効率性確保体制

⑴ 取締役会は、全社的な経営方針や重要な業務執行に関する意思決定を行い、具体的な経営計画を策定し経営目標の達成にあたる。また、業務執行に関する意思決定を迅速に行うため、法令等に抵触しない範囲でその権限の一部を経営会議に委譲し、職務執行の効率性を確保する。

⑵ 経営目標の効率的な達成に資するよう、業務分掌および職務権限に係る社内規定に基づき、柔軟な組織編成および職務権限の明確化と委譲を行う。

⑶ 全社的な業務効率化を図るため、社内諸規定を体系的に整備するとともにその適正な運用・管理を行い、また情報システムの積極活用による効率的な情報共有・分析を行う。

5. 企業集団内部統制体制

⑴ 当社グループは、経営理念および千代田グループ行動規範によりグループの全役職員が共有すべき価値観を明確にし、当社とグループ会社双方が緊密な連携を保ちながら業務を行う。

⑵ 当社は、当社グループとしての業務の適正を確保し、効率性を確保するための社内規定を整備すると共に、グループ会社ごとに担当部門を定め、グループ会社の管理・監督にあたる。また、グループ経営に関する企画・立案を行う恒常部門およびグループ会社の運営に関する統制・指導を行う恒常部門をそれぞれ設置する。

⑶ グループ会社は、当社と統一的な考え方に基づき、当社への適時・適切な情報の報告体制および内部通報制度を含め、当社と整合的な内部統制体制を構築する。具体的には、法令等遵守に関してはグループ各社からの委員をメンバーとするグループ会社コンプライアンス連絡会を設置してグループとしての情報共有を図る。グループ会社のリスク管理・危機管理についても当社の体制に沿った展開を図る。また、グループ会社の内部監査は当社の内部監査部門が行う。

⑷ 主要なグループ会社について、当社の監査等委員が各グループ会社の監査役を兼務し必要に応じて適切な調査が行える体制とする。

6. 監査等委員会監査の実効性確保体制

⑴ 監査等委員会の監査活動の充実を図るため監査等委員会の職務遂行を補助する専任職員を置く。

⑵ 当該職員の独立性確保および当該職員への指示の実効性確保のため、監査等委員会補助職員の人事考課は監査等委員会が行い、その異動については監査等委員会の事前の同意を必要とし、当該職員は当社の業務遂行に係る役職を兼務しない。

7. 監査等委員会報告体制

⑴ 役職員は、監査等委員会の求めに応じて、内部統制に関係する自らの活動について、定期的にまたは重要事項発生の都度、監査等委員会に報告する。当社は、監査等委員会に報告を行った役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑵ 代表取締役は、監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会と定期的に会合を持ち、役職員から監査等委員会への報告状況等について意見交換を行い、また監査等委員会より経営会議等の重要会議への監査等委員の陪席を求められた場合はこれに応じる。
⑶ 監査等委員会は、グループ会社からの報告の実効性を確保するため、主要なグループ会社の監査役と定期的に会合を持ち、企業集団の内部統制体制について意見交換および情報共有を行う。
⑷ 監査等委員会が、独自の外部専門家を監査等委員の監査のために起用することを求めた場合、当社は、当該監査等委員の職務に明らかに必要でないと証明された場合を除き、その費用を負担する。

8. 財務報告の適正性確保体制

⑴ 当社は、主要なグループ会社とともに、金融商品取引法で求められる財務報告の適正性を確保するため、業務ルールの文書化等所要の内部統制体制を整備・運用する。新たなリスクが認識された場合や当該体制に不具合や不備が発見された場合には、速やかに改善を図る。
⑵ 当社は、日常の業務監査等を通じて各部門における統制活動の実態を把握・検証し、グループ全体に亘る財務報告に係る内部統制機能の実効性を確保するため、独立性の高い内部監査部門を設置する。

《業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要》

当社は、前述の通り、取締役会において決議された「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備・運用しております。

2018年度においては内部統制運営委員会を2回開催し、各部門における運用状況の確認および情報共有を行い、継続的な改善に努めております。2018年度における主な運用状況の概要は次の通りです。

①法令等遵守に関する取組み

・当社は、国内外の法令等を遵守し企業倫理に則った業務遂行を行うことを最優先事項と位置付け、経営理念および千代田グループ行動規範に従って事業活動を行っております。
・2018年度は、コンプライアンス体制規定を制定し、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）に対する速やかな報告体制を構築しました。
・これまでに構築したコンプライアンス・プログラムを定着化させる取組みも引き続き行いました。具体的には、社内向けに、各種社内規定の制定・改定や建設業法及びインサイダー取引防止等の各種セミナーを開催しました。一方、国内グループ全会社と海外グループ会社を訪問し、国内外グループ会社へ、法令等遵守に向けた意識の徹底を目的とした啓発活動に努め、また、グループ連絡会等を通じて、課題や取組み内容等の共有化を図りました。
・法令遵守に関する階層別研修や海外赴任前研修、ハラスメント研修等を実施し、コンプライアンス委員会を2回開催しました。
・内部監査部門においては、当社のコンプライアンス・プログラム、コンプライアンス体制、コンプライアンス関連文書等に関する監査を実施しました。

②損失危険管理に関する取組み

・当社は、リスク管理・危機管理に係る基本方針・社内規定および各種マニュアルに基づき、リスクの類型に応じたリスク管理・危機管理体制を構築しております。
・リスク管理について、2018年度は、「コーポレート関連リスク」「投融資リスク」「プロジェクトリスク」の3つに分類した全社的なリスクのうち、「コーポレート関連リスク」について、各本部の活動に対応した優先的なリスクを選択し、それぞれの活動計画の中でリスク軽減に向けた活動を行いました。
並行して社会情勢の変化に伴う、当社が対応すべき優先的なリスクの見直しも行い、各本部からの実施状況と合わせ、来期に向けた見直しを行いました。
・2018年5月に施行されたGDPR（EU一般情報保護規則）対応のために、既存のコンプライアンス報告体制及び情報セキュリティ事故報告体制を有効に活用したGDPRに係る社内ガバナンス体制を構築しました。

・危機管理、すなわち本社防災、BCPおよび海外セキュリティについてはかねてよりそれぞれ恒常部門を設置し対応にあたってきましたが、2018年度は、それらの所管を危機管理部にまとめ、一体運用の試みを開始しました。グループ全体のリスクマネジメント体制の強化を目的として、前年度までの、海外拠点と連携する危機管理体制の構築、危機事象ごとの対応手順の整備、演習の実施に続き、新たに総合安否確認訓練を実施することでその有効性の検証を行うと共に、本社防災能力底上げのため、自衛防災隊訓練、全社防災研修会を実施しました。
また、海外出張の多い社員の安全を確保するために、海外テロ対策の一環として、海外出張者が搭乗する飛行機の選別や、e-learningを用いた知識習得推進、従業員専用ウェブサイトを通じた危険地域情報発信等の取組みを行いました。
・プロジェクト案件の受注に係るリスク管理に関しては、担当部門によるコールドアイレビューを49案件に対して実施し継続的に管理活動に取り組みました。また、投資案件については、社内規定に沿った審査を実施し、実行された案件については定期的にそれらの損益の状況を経営会議に報告しました。

③効率性確保に関する取組み
・当社取締役会は、業務執行に関する意思決定を迅速に行うため、法令等の範囲内でその権限の一部を経営会議に委譲し、職務執行の効率性を確保することとしています。
・2018年度は、2017年度に改定した経営会議の運営ルールに則り、申立事項の明確化と、審議結果や指示事項のフォローアップを実施し、更なる効率性の確保に努めました。

④企業集団内部統制に関する取組み
・当社グループは、経営理念および千代田グループ行動規範によりグループの全役職員が共有すべき価値観を明確にし、当社とグループ会社双方が緊密な連携を保ちながら業務を行うこととしております。
・2018年度は、特定のグループ会社に対する内部統制強化施策の方針を決定した他、当社グループ経営課題に係る情報共有体制の整備・改善へ向けた取組みを継続しました。
・当社グループとしての法令等遵守に関する取組みについては、当社および国内グループ会社で構成するグループコンプライアンス連絡会を開催すると共に、主要海外グループ会社および国内グループ会社を個別に訪問し、当社グループとして統制・情報共有を図りました。

⑤監査等委員会監査の実効性確保に関する取組み
・監査等委員会の監査の実効性を確保するため、代表取締役との定例の面談を13回、業務執行取締役との定例の面談を9回それぞれ行い、併せて個別テーマに関する取締役との面談を68回行い、意見交換を行いました。
・監査等委員は経営会議、コンプライアンス委員会等重要な会議に出席し、さらには監査等委員会と内部統制部門との連携のため内部統制運営委員会に出席し、必要な場合に自ら意見を述べました。
・グループ会社の監査の実効性確保を確認するため、主要グループ会社の監査役との会合を2回行い、企業集団としての内部統制体制についての意見交換と情報共有を図りました。
・当社は、監査等委員会の監査活動の充実を図るため監査等委員会の職務遂行を補助する専任職員を置くこととしていますが、2018年度において当該専任職員は配置されており、人事考課は監査等委員会により行われました。

⑥監査等委員会報告に関する取組み
・当社役職員は、監査等委員会の求めに応じて、内部統制に関係する自らの活動について、定期的にまたは重要事項発生の都度、監査等委員会に報告することとしています。
・監査等委員会は、役職員から、内部統制に関する自らの活動につき、定期的な会議、あるいはヒアリングを通じ報告を受けました。なお、内部統制に関する重要事項として、今期発生した巨額なプロジェクトのコスト増による損失リスクに対し、リスク管理状況及び再発防止策等につき報告を求めました。また、監査等委員会が外部専門家を監査等委員の監査のために起用するような事案は発生しておりません。

以上

（注）本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表　2019年3月31日現在

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	〔326,929〕
現金預金	69,457
受取手形・完成工事未収入金	68,611
未成工事支出金	7,494
未収入金	65,945
ジョイントベンチャー持分資産	110,967
その他	5,707
貸倒引当金	△1,254
固定資産	〔25,411〕
有形固定資産	(11,714)
建物・構築物	5,461
機械・運搬具	130
工具器具・備品	897
土地	4,952
建設仮勘定	272
無形固定資産	(5,298)
投資その他の資産	(8,398)
投資有価証券	6,393
退職給付に係る資産	5
繰延税金資産	701
その他	1,473
貸倒引当金	△174
資産合計	352,341

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	〔392,505〕
支払手形・工事未払金	175,277
1年内返済予定の長期借入金	118
未払法人税等	708
未成工事受入金	122,252
完成工事補償引当金	372
工事損失引当金	67,637
賞与引当金	3,011
事業構造改善引当金	1,825
その他	21,300
固定負債	〔18,989〕
長期借入金	15,870
PCB処理引当金	267
退職給付に係る負債	1,546
その他	1,305
負債合計	411,495
（純資産の部）	
株主資本	〔△60,882〕
資本金	43,396
資本剰余金	37,112
利益剰余金	△139,956
自己株式	△1,435
その他の包括利益累計額	〔767〕
その他有価証券評価差額金	△5
繰延ヘッジ損益	△50
為替換算調整勘定	△102
退職給付に係る調整累計額	926
非支配株主持分	〔960〕
純資産合計	△59,154
負債純資産合計	352,341

連結損益計算書　2018年4月1日～2019年3月31日

（単位：百万円）

科目	金額	
完成工事高		341,952
完成工事原価		523,101
完成工事総損失（△）		△181,148
販売費及び一般管理費		18,647
営業損失（△）		△199,795
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,303	
持分法による投資利益	194	
為替差益	3,638	
その他	226	7,362
営業外費用		
支払利息	238	
その他	327	565
経常損失（△）		△192,998
特別利益		
関係会社株式売却益	979	979
特別損失		
事業構造改善引当金繰入額	1,825	
固定資産除却損	335	2,161
税金等調整前当期純損失（△）		△194,181
法人税、住民税及び事業税	11,090	
法人税等調整額	10,580	21,670
当期純損失（△）		△215,852
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		△903
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		△214,948

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

千代田化工建設株式会社
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　北 方 宏 樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉 原 一 貴 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、千代田化工建設株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、千代田化工建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年5月9日開催の取締役会において、三菱商事株式会社を割当先とする優先株式の発行及び資金の借入れを行うことを決議している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類

貸借対照表　2019年3月31日現在

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	〔239,326〕
現金預金	35,458
受取手形	6
完成工事未収入金	48,997
未成工事支出金	3,045
未収入金	55,437
ジョイントベンチャー持分資産	102,622
その他	4,928
貸倒引当金	△11,170
固定資産	〔24,585〕
有形固定資産	(9,744)
建物・構築物	4,088
機械・運搬具	18
工具器具・備品	655
土地	4,750
建設仮勘定	231
無形固定資産	(4,978)
ソフトウエア	4,936
その他	41
投資その他の資産	(9,862)
投資有価証券	1,335
関係会社株式	7,602
長期貸付金	44,653
繰延税金資産	75
その他	818
貸倒引当金	△44,622
資産合計	263,911

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	〔184,757〕
支払手形	2,365
工事未払金	112,670
短期借入金	29,235
1年内返済予定の長期借入金	118
未払法人税等	426
未成工事受入金	18,340
完成工事補償引当金	23
工事損失引当金	988
賞与引当金	1,573
その他	19,015
固定負債	〔171,748〕
長期借入金	15,870
退職給付引当金	1,304
PCB処理引当金	267
関係会社事業損失引当金	153,299
その他	1,006
負債合計	356,505
（純資産の部）	
株主資本	〔△92,428〕
資本金	(43,396)
資本剰余金	(37,112)
資本準備金	[37,112]
利益剰余金	(△171,502)
その他利益剰余金	[△171,502]
繰越利益剰余金	△171,502
自己株式	(△1,435)
評価・換算差額等	〔△165〕
その他有価証券評価差額金	(△115)
繰延ヘッジ損益	(△50)
純資産合計	△92,594
負債純資産合計	263,911

損益計算書　2018年4月1日～2019年3月31日

（単位：百万円）

科目	金額	
完成工事高		232,977
完成工事原価		211,127
完成工事総利益		21,850
販売費及び一般管理費		12,476
営業利益		9,373
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,467	
為替差益	3,862	
不動産賃貸料	422	
その他	710	15,463
営業外費用		
支払利息	281	
不動産賃貸費用	316	
その他	121	719
経常利益		24,117
特別損失		
関係会社事業損失引当金繰入額	153,299	
関係会社貸倒引当金繰入額	52,329	
関係会社株式評価損	980	
固定資産除却損	373	206,982
税引前当期純損失（△）		△182,864
法人税、住民税及び事業税	9,187	
法人税等調整額	8,716	17,903
当期純損失（△）		△200,768

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

千代田化工建設株式会社
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　北 方 宏 樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉 原 一 貴 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、千代田化工建設株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年5月9日開催の取締役会において、三菱商事株式会社を割当先とする優先株式の発行及び資金の借入れを行うことを決議している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、第91期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

⑴監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査等委員会が定めた「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に従い、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵監査等委員会は、2018年度監査等実施計画及び監査等業務の分担等を定め、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

⑶会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、予め提出された2018年度監査計画概要書に基づく職務の執行状況について会計監査人から詳細な報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムの整備及びその運用状況等についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき重大な事項は認められません。但し、事業報告に記載のとおり当社事業の中核であるプロジェクト案件で、工事コストの大幅な増加が判明し、多額の損失を計上したことに鑑み、その受注・遂行に係るリスク管理体制の一層の強化を図るため、組織を含めて抜本的に見直し、再発防止に努めていることが確認されており、今後ともその進捗状況につき注視してまいります。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

千代田化工建設株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　北 本 高 宏 ㊞
常勤監査等委員　小 林 幹 生 ㊞
監査等委員　山 口 博 ㊞
監査等委員　饗 場 哲 也 ㊞
監査等委員　奈良橋 美 香 ㊞

（注） 小林幹生、山口博及び奈良橋美香は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

米国ゴールデンパスLNG輸出基地の設計、調達、建設（EPC）業務の受注



顧客の最終投資決定式典での様子

2019年2月、当社グループ会社の千代田インターナショナル社は、米国ザクリ社及びマクダーモット社と共同で、米国ゴールデンパスプロダクツ社（*1）から、米国テキサス州サビンパスで計画されている年産1,560万トンのLNG輸出基地（520万トンx3系列、2024年運転開始予定）のEPC業務を受注しました。

カタールペトロリアム社及びエクソンモービル社は、長年にわたり当社の重要顧客であり、本案件の受注は当社に対する信頼を象徴するものと捉えております。熟練労働者を多数抱えるテキサス州において豊富な工事実績を有するザクリ社及びマクダーモット社をパートナーとし、米国建設工事における過去の教訓を活かしリスク管理を徹底することで、顧客からの信頼に誠実に応えてまいります。なお、本EPC業務の中で、ザクリ社とマクダーモット社が労働者の生産性など現地建設関連リスクの責任を負うスキーム（体制）とし、当社の負うスコープ（所掌）は基本的に設計と調達に限定いたしました。

*1 カタールペトロリアム社とエクソンモービル社のジョイントベンチャー

工事遂行力強化に向けたデジタル技術の運用

当社では、建設現場の遂行力強化を目的とするデジタル化に取り組んでまいりました。中でも資材管理と作業員管理は、工事遂行に与える影響が大きく、その管理方法の効率化は課題のひとつとなっておりました。

この度、当社と株式会社スカイマティクス（*1）は、RFID（Radio Frequency Identification）とドローンを用いた資材管理システムを開発、株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ社（*2）とは、ビーコンを用いた作業員管理システムを開発しました。2018年12月、これらのシステムを、ブルネイの建設現場において活用いたしました。

従来は、資材及び作業員管理は現場作業員に依存しておりましたが、本システムの採用により資材探索の時間削減、適切な動員

世界最大級の蓄電池システム建設工事　地鎮祭開催

2018年10月、北海道北部風力送電株式会社より受注した世界最大級の蓄電池システム建設工事の地鎮祭が開催されました。

本プロジェクトは、経済産業省資源エネルギー庁による「風力発電のための送電網整備の実証事業」の一角を担うもので、当社は変電所に併設する世界最大級の蓄電池システム建設工事を請け負います。

蓄電を含めた蓄エネルギー分野は、今後も再生可能エネルギーの導入拡大に伴い成長していくマーケットであり、再生可能エネルギーの「創る」側、蓄エネルギーの「貯める」側の経験・知見を積み上げ、今後もチャレンジ精神をもってこの分野を開拓していきたいと考えています。



地鎮祭の様子

国内最大級のバイオマス専焼発電所EPC業務受注

2018年8月、当社は、袖ケ浦バイオマス発電株式会社が、千葉県袖ケ浦市で計画している国内最大級の7.5万キロワット バイオマス専焼発電所建設に係る試運転を含むEPC業務を受注しました。

本プロジェクトは、旭化成株式会社の千葉工場内に建設するバイオマス専焼発電所と日本燐酸株式会社の事業所内に建設するバイオマス燃料の貯蔵サイロ設備一式のEPC業務であり、同発電所の商業運転開始後2年間の定期整備業務も請け負います。

本プロジェクトは、再生可能エネルギー分野に、高効率技術を導入することで更なる環境負荷の低減を実現し、多様化する電源設備へのEPC実績の拡充に繋がることから、当社の中長期ビジョンに沿った重要案件です。

管理、作業員や建機の待機時間短縮及び資材再製作コストの削減、建機や作業員の稼働率向上が見込まれます。

今後は海外大型プロジェクトに適用し、工事遂行力強化を推進してまいります。



ブルネイでのドローン運用写真（株式会社スカイマティクス提供）

*1 ドローンを始めとするリモートセンシングサービスを提供するベンチャー企業
*2 ネットワーク/データセンター/クラウド事業を手掛けるサービスエンジニアリング企業

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
期末配当金受領株主確定日	3月31日
定時株主総会	毎年6月開催
定時株主総会基準日	3月31日 そのほか必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ設定いたします。
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載URL https://www.chiyodacorp.com/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載いたします。
一単元の株式の数	100株
上場証券取引所	東京証券取引所　市場第一部
証券コード	6366
株主名簿管理人 特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	〒183-0044　東京都府中市日鋼町1-1 三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 **電話 0120－232－711（通話料無料）**

CHIYODA CORPORATION

千代田化工建設株式会社

〒220-8765
横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号
みなとみらいグランドセントラルタワー
電話 045-225-7777（音声案内）
https://www.chiyodacorp.com

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

■株式に関するマイナンバー制度のご案内

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係の手続きで必要となります。このため、株主様から、お取引の証券会社等へマイナンバーをご提供いただく必要がございます。

【株式関係業務におけるマイナンバーの利用】
法令に定められたとおり、支払調書には株主様のマイナンバーを記載し、税務署へ提出いたします。
［主な支払調書］
・配当金に関する支払調書
・単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書

【マイナンバーのご提供に関するお問い合わせ先】
証券会社の口座にて株式を管理されている株主様……お取引の証券会社にお申し出ください。
証券会社とのお取引がない株主様……三菱UFJ信託銀行にお申し出ください。

■株式に関するお問い合わせ先

1．住所変更、配当金の振込指定、単元未満株式の買取請求等の各種お手続きについて
(1) 証券会社等の口座に記録された株式
口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。
(2) 特別口座に記録された株式
三菱UFJ信託銀行株式会社（特別口座管理機関）にお問い合わせください。
2．未受領の配当金について
三菱UFJ信託銀行株式会社にお問い合わせください。

［三菱UFJ信託銀行株式会社のお問い合わせ先］
〒183-0044　東京都府中市日鋼町1-1
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部
電話 0120－232－711（通話料無料）

連結株主資本等変動計算書

自　２０１８年４月　１日
至　２０１９年３月３１日

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	43,396	37,112	77,024	△ 1,434	156,099
会計方針の変更による累積的影響額			△ 90		△ 90
会計方針の変更を反映した当期首残高	43,396	37,112	76,934	△ 1,434	156,008
当期変動額					
剰余金の配当			△ 1,942		△ 1,942
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△ 214,948		△ 214,948
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	△ 216,890	△ 0	△ 216,890
当期末残高	43,396	37,112	△ 139,956	△ 1,435	△ 60,882

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	64	△ 1,778	2,159	1,013	1,458	1,861	159,418
会計方針の変更による累積的影響額							△ 90
会計方針の変更を反映した当期首残高	64	△ 1,778	2,159	1,013	1,458	1,861	159,328
当期変動額							
剰余金の配当							△ 1,942
親会社株主に帰属する当期純損失（△）							△ 214,948
自己株式の取得							△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 69	1,728	△ 2,261	△ 87	△ 690	△ 901	△ 1,591
当期変動額合計	△ 69	1,728	△ 2,261	△ 87	△ 690	△ 901	△ 218,482
当期末残高	△ 5	△ 50	△ 102	926	767	960	△ 59,154

連　結　注　記　表

〔 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 〕

１．連結の範囲に関する事項

（１）連結子会社の状況

① 連結子会社の数　　20 社

② 主要な連結子会社の名称

千代田工商㈱
千代田システムテクノロジーズ㈱
千代田テクノエース㈱
千代田インターナショナル・コーポレーション
ピー・ティー・千代田インターナショナル・インドネシア

連結子会社であった千代田ユーテック株式会社及び千代田ビジネスソリューションズ株式会社は、2018 年４月１日付で連結子会社であるアローヒューマンリソース株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外している。なお、アローヒューマンリソース株式会社は、同日付で千代田ユーテック株式会社に商号変更している。

当連結会計年度より、新たに設立したシー・エー・エンジニアリング・エルエルシーを連結の範囲に含めている。

（２）非連結子会社の状況

① 主要な非連結子会社の名称

イーアイエンジニアリング㈱

② 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためである。

２．持分法の適用に関する事項

（１）持分法を適用した関連会社の状況

① 持分法を適用した関連会社の数　　３社

② 主要な会社の名称

エル・アンド・ティー・千代田リミテッド
千代田ペトロスター・リミテッド

千代田シー・シー・シー・エンジニアリング・プライベート・リミテッドは、株式の売却により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外している。

エクソダス・グループ・（ホールディングス）・リミテッドは、株式の売却により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外している。

（２）持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

① 主要な会社の名称

（非連結子会社）　イーアイエンジニアリング㈱

（関連会社）　　カフコジャパン投資㈱

② 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、且つ、全体としても重要性がないためである。

（３）持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度にかかる計算書類を使用している。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類の作成に当たり、決算日が 12 月 31 日である連結子会社については、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

４．会計方針に関する事項

（１）重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日前１ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）を採用している。

時価のないもの

移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）を採用している。

② デリバティブ

時価法を採用している。

③ たな卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法を採用している。

（２）重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定率法を採用している。

ただし、当社の建物及び 2016 年４月１日以降に取得した構築物については定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物・構築物	８～57 年
機械・運搬具	４～17 年
工具器具・備品	４～15 年

② 無形固定資産

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（最長５年）に基づいている。

（３）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、主として、過去の経験割合に基づく一定の算定基準により計上している。

③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事のうち損失の発生が見込まれ、且つ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上している。

④ 賞与引当金

従業員に支給すべき賞与の支払に備えるため、当連結会計年度に対応する支給見込額を計上している。

⑤ 事業構造改善引当金

事業構造改善のため、翌連結会計年度に発生が見込まれる損失について、合理的に見積もることができる金額を計上している。

⑥ ＰＣＢ処理引当金

ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、処理費用及び収集運搬費用の見積額を計上している。

（４）重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の工事

工事完成基準

（５）重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めている。

（６）重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用している。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　　為替予約及び外貨預金

ヘッジ対象　　外貨建資産負債及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

外貨建資産負債及び外貨建予定取引は、為替リスク管理方針に関する社内規定及び運用細則に基づき、キャッシュ・フローの円貨を固定するため及び為替変動リスクを軽減するために、為替予約及び外貨預金を利用してヘッジを行っている。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価は、原則として連結決算時にヘッジ対象とヘッジ手段双方の相場変動の累計額を基礎に行っている。

但し、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性評価を省略している。

（７）のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20 年間の定額法により償却を行っている。

（８）その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、簡便法を適用している。

〔会計方針の変更に関する注記〕

米国を除く在外連結子会社において、当連結会計年度よりIFRS第9号（金融商品）及びIFRS第15号（顧客との契約から生じる収益）を適用している。当該会計基準の適用が連結計算書類に及ぼす影響は軽微である。

〔表示方法の変更に関する注記〕

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示している。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1．金融取引として会計処理した資産及び負債

建物・構築物	373百万円
工具器具・備品	0百万円
土地	381百万円
1年内返済予定の長期借入金	118百万円
長期借入金	870百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　13,952百万円

3．保証債務

従業員の住宅融資等に対する保証	19百万円

4．ジョイントベンチャー持分資産は、請負工事に係るジョイントベンチャーの保有する現金預金等のうち、当社及び連結子会社の持分相当額である。

〔連結損益計算書に関する注記〕

1．工事進行基準による完成工事高　311,707百万円

2．完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額　67,208百万円

3．子会社再編を含む当社グループの事業構造改革の中で、東南アジア子会社において翌会計年度に発生が見込まれる事業再編に伴う損失1,825百万円を事業構造改善引当金繰入額として計上している。

〔 連結株主資本等変動計算書に関する注記 〕

１．当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式　260,324 千株

２．配当金に関する事項

（１）配当金支払額

決議	2018 年６月 21 日定時株主総会
株式の種類	普通株式
配当金の総額	1,942 百万円
１株当たり配当額	７円 50 銭
基準日	2018 年３月 31 日
効力発生日	2018 年６月 22 日

（２）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はない。

〔金融商品に関する注記〕

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、短期余剰資金は短期のコマーシャルペーパー等の安全性の高い金融資産で運用し、また、運転資金を銀行借入により調達している。デリバティブは、後述する為替の変動リスクを回避するために先物為替予約を利用しており、投機的な取引は行わない方針である。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されている。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されているが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用して当該リスクをヘッジしている。

有価証券は、余剰資金の運用のために保有する短期のコマーシャルペーパーである。当該コマーシャルペーパーは発行会社の債務不履行のリスクに晒されている。

投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、このうち上場株式に関しては市場価格の変動リスクに晒されている。

営業債務である支払手形及び工事未払金は、そのほとんどが１年以内の支払期日である。また、外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されているが、原則として外貨建ての営業債権をネットしたポジションについて先物為替予約を利用して当該リスクをヘッジしている。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引である。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法については前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「４．会計方針に関する事項（６）重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社及び主要な連結子会社は経理規定に従い、主要取引先の財政状態を定期的にモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っている。

コマーシャルペーパーは格付けの高い発行会社のものを対象としているため、債務不履行リスクは僅少と判断している。

先物為替予約の利用にあたっては、カウンターパーティ・リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っている。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は外貨建ての債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしている。

先物為替予約取引については、当社の為替リスク管理方針に基づき個別の工事案件毎に月別に為替ポジションを把握し、為替予約残高の見直しを行っている。なお、為替予約の設定・解約についても同方針に基づき実行・記帳し、契約先と残高照合を行っている。

市場価格のある投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財政状態を把握し、市場リスクを定量的に管理している。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は適時に資金計画を作成・更新し手許流動性を適宜維持すること等により、流動性リスクを管理している。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれている。

また、「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

２．金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めていない（（注２）参照）。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預金	69,457百万円	69,457百万円	－
(2) 受取手形・完成工事未収入金	68,611百万円	68,611百万円	－
貸倒引当金（*1）	△ 1,230百万円	△ 1,230百万円	－
	67,380百万円	67,380百万円	－
(3) 未収入金	65,945百万円	65,945百万円	－
貸倒引当金（*1）	△ 21百万円	△ 21百万円	－
	65,923百万円	65,923百万円	－
(4) ジョイントベンチャー持分資産	110,967百万円	110,967百万円	－
(5) 投資有価証券	453百万円	453百万円	－
資産計	314,182百万円	314,182百万円	－
(1) 支払手形・工事未払金	175,277百万円	175,277百万円	－
(2) １年内返済予定の長期借入金	118百万円	118百万円	－
(3) 未払法人税等	708百万円	708百万円	－
(4) 長期借入金	15,870百万円	14,857百万円	△ 1,013百万円
負債計	191,975百万円	190,962百万円	△ 1,013百万円
デリバティブ取引（*2）	△ 618百万円	△ 618百万円	－

(*1) 個別に計上している貸倒引当金を控除している。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示している。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金、(3) 未収入金

これらはほとんどが短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(4) ジョイントベンチャー持分資産

ジョイントベンチャー持分資産は、請負工事に係るジョイントベンチャーの保有する現金預金等のうち、当社及び連結子会社の持分相当額であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(5) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっている。

なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりである。

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	218 百万円	54 百万円	164 百万円
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	234 百万円	356 百万円	△ 121 百万円
合計		453 百万円	411 百万円	42 百万円

負債

(1) 支払手形・工事未払金、 (3) 未払法人税等

これらはほとんどが短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(2) １年内返済予定の長期借入金、(4) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりである。

通貨関連

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち１年超	時価 (*)	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	米ドル売 円買	12,949 百万円	－	△ 556 百万円	△ 556 百万円
	米ドル買 円売	503 百万円	503 百万円	△3 百万円	△ 3 百万円
	ユーロ買 円売	15 百万円	－	△ 0 百万円	△ 0 百万円
合計		13,467 百万円	503 百万円	△ 560 百万円	△ 560 百万円

(*) 時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定している。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額は、次のとおりである。

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち１年超	時価（*1）
原則的処理方法	為替予約取引				
	米ドル売 円買	外貨建予定取引	3,859 百万円	1,444 百万円	△ 54 百万円
	米ドル買 円売		3,680 百万円	1,634 百万円	32 百万円
	ユーロ買 円売		1,293 百万円	－	△ 36 百万円
	シンガポールドル買 円売		18 百万円	－	0 百万円
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	米ドル買 円売	工事未払金	1,636 百万円	84 百万円	(*2)
	シンガポールドル買 円売		0 百万円	－	
合計			10,489 百万円	3,163 百万円	△ 58 百万円

(*1) 時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定している。

(*2) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている工事未払金と一体として処理されているため、その時価は、当該工事未払金の時価に含めて記載している（上記 負債(1)参照）。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	5,937 百万円
出資証券	2 百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(5) 投資有価証券」には含めていない。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内	１年超５年以内
現金預金	69,383 百万円	－
受取手形・完成工事未収入金（*）	61,522 百万円	5,858 百万円
未収入金（*）	65,923 百万円	－
ジョイントベンチャー持分資産	110,967 百万円	－
合計	307,796 百万円	5,858 百万円

（*）個別に計上している貸倒引当金を控除している。

（注４）長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内
長期借入金	118 百万円	122 百万円	747 百万円	10,000 百万円	5,000 百万円

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	45,519 百万円
海外工事進行基準調整	8,762 百万円
工事損失引当金	8,499 百万円
投資有価証券評価損	4,895 百万円
未払工事原価	4,747 百万円
その他	12,073 百万円
繰延税金資産小計	84,498 百万円
評価性引当額	△ 83,406 百万円
繰延税金資産合計	1,091 百万円
繰延税金負債	
ジョイントベンチャー持分損益	△ 138 百万円
その他	△ 458 百万円
繰延税金負債合計	△ 597 百万円
繰延税金資産純額	493 百万円

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	△ 232 円 13 銭
1株当たり当期純損失	830 円 02 銭

〔退職給付に関する注記〕

1．採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用している。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度である。）では、主として勤続年数、資格、業績評価に応じ付与されるポイントの累積数に基づいた一時金又は年金を支給する。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給する。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算している。

2．確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

退職給付債務の期首残高	21,174 百万円
勤務費用	1,092 百万円
利息費用	179 百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 27 百万円
退職給付の支払額	△ 1,506 百万円
その他	△ 16 百万円
退職給付債務の期末残高	20,896 百万円

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

年金資産の期首残高	20,532 百万円
期待運用収益	378 百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 443 百万円
事業主からの拠出額	689 百万円
退職給付の支払額	△ 1,454 百万円
その他	△ 33 百万円
年金資産の期末残高	19,669 百万円

（3）簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	330 百万円
退職給付費用	183 百万円
退職給付の支払額	△ 124 百万円
制度への拠出額	△ 78 百万円
その他	3 百万円
退職給付に係る負債の期末残高	313 百万円

（４）退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	21,684 百万円
年金資産	△ 20,778 百万円
	906 百万円
非積立型制度の退職給付債務	634 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,541 百万円

退職給付に係る負債	1,546 百万円
退職給付に係る資産	△ 5 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,541 百万円

（５）退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,092 百万円
利息費用	179 百万円
期待運用収益	△ 378 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 77 百万円
簡便法で計算した退職給付費用	183 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	999 百万円

（６）退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

数理計算上の差異	△ 495 百万円
合計	△ 495 百万円

（７）退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

未認識数理計算上の差異	△ 917 百万円
合計	△ 917 百万円

（８）年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

債券	30%
株式	31%
一般勘定	25%
その他	14%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

（９）数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	主として 0.7%
長期期待運用収益率	主として 1.8%

３．確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、408 百万円である。

〔重要な後発事象に関する注記〕

（第三者割当による新株式の発行及び多額な資金の借入）

当社は、2019年５月９日開催の取締役会において、第三者割当の方法によるＡ種優先株式（以下「本優先株式」という。）の発行及び資金の借入れを行うこと（以下「本借入」といい、本優先株式の発行とあわせて「本資金調達」という。）を決議し、更に、本優先株式の発行及びそれに伴い必要となる定款の一部変更については、2019年６月25日開催予定の定時株主総会に付議することを決議した。

（１）本優先株式発行の概要

1）払込期日	2019年７月１日
2）発行新株式数	Ａ種優先株式 175,000,000株
3）発行価額	１株につき400円
4）発行価額の総額	70,000百万円
5）募集又は割当方法（割当予定先）	三菱商事株式会社に対する第三者割当方式
6）増加する資本金の額	35,000百万円
7）増加する資本準備金の額	35,000百万円
8）その他の重要な事項	本優先株式を保有する株主は、株主総会において議決権を有さないが、普通株式を対価とする取得請求権が付されていることから、普通株式に関する希薄化の影響が生じる可能性がある。 但し、普通株式を対価とする取得請求権に加えて金銭を対価とする取得請求権を設定し、両請求権を同時に行使可能とすることにより、普通株式取得請求権の行使による希薄化抑制の可能性を高めること、及び金銭を対価とする取得条項を設定することにより、当社が本優先株式を取得し、普通株式を対価とする取得請求権による希薄化が顕在化することを可能な限り回避することができるようにする等、普通株式に関する希薄化の影響を減じている。

（２）本借入の概要

1）借入先	三菱商事フィナンシャルサービス株式会社
2）借入金額	30,000百万円
3）借入金利	2019年７月までの融資条件に合意済。その後の条件について継続協議中。
4）借入実行日	2019年５月16日
5）借入期間	最大５年間
6）担保提供資産又は保証の内容	有り

1）借入先	三菱商事フィナンシャルサービス株式会社
2）借入金額	60,000百万円
3）借入金利	1.50%水準（保証料を含む）
4）借入実行日	2021年３月までに実行予定
5）借入期間	最大５年間
6）担保提供資産又は保証の内容	なし

1）借入先	株式会社三菱 UFJ 銀行
2）借入金額	20,000 百万円
3）借入金利	2.50％
4）借入実行日	2019 年７月１日
5）借入期間	５年間
6）担保提供資産又は保証の内容	なし
7）その他重要な特約等	劣後特約あり

（３）本資金調達の使途

本資金調達で調達する資金は、以下の３項目が使途となります。

１．既存及び今後受注予定のプロジェクトの運転資金
２．抜本的なコスト削減のための構造改革の実施
３．建設力の強化とＩＴマネジメントのための設備投資

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自　２０１８年４月　１日
至　２０１９年３月３１日

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	43,396	37,112	31,208	△ 1,434	110,282
当期変動額					
剰余金の配当			△ 1,942		△ 1,942
当期純損失（△）			△ 200,768		△ 200,768
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	△ 202,710	△ 0	△ 202,710
当期末残高	43,396	37,112	△ 171,502	△ 1,435	△ 92,428

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 40	△ 1,769	△ 1,809	108,473
当期変動額				
剰余金の配当				△ 1,942
当期純損失（△）				△ 200,768
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 75	1,719	1,643	1,643
当期変動額合計	△ 75	1,719	1,643	△ 201,067
当期末残高	△ 115	△ 50	△ 165	△ 92,594

個 別 注 記 表

〔 重要な会計方針に係る事項に関する注記 〕

１．資産の評価基準及び評価方法

（１）有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用している。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日前１ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）を採用している。

時価のないもの

移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）を採用している。

（２）デリバティブ

時価法を採用している。

（３）たな卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法を採用している。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用している。

ただし、建物及び2016年４月１日以降に取得した構築物については、定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物・構築物	８～57年
機械・運搬具	４～17年
工具器具・備品	４～15年

（２）無形固定資産

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（最長５年）に基づいている。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

（２）完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、過去の経験割合に基づく一定の算定基準により計上している。

（３）工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡工事のうち損失の発生が見込まれ、且つ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上している。

（４）賞与引当金

従業員に支給すべき賞与の支払に備えるため、当事業年度に対応する支給見込額を計上している。

（５）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

（６）ＰＣＢ処理引当金

ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、処理費用及び収集運搬費用の見積額を計上している。

（７）関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、当事業年度末における損失負担見込額を計上している。

４．完成工事高及び完成工事原価の計上基準

（１）当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

（２）その他の工事

工事完成基準

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

６．ヘッジ会計の方法

（１）ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用している。

（２）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　　為替予約及び外貨預金

ヘッジ対象　　外貨建資産負債及び外貨建予定取引

（３）ヘッジ方針

外貨建資産負債及び外貨建予定取引は、為替リスク管理方針に関する社内規定及び運用細則に基づき、キャッシュ・フローの円貨を固定するため及び為替変動リスクを軽減するために、為替予約及び外貨預金を利用してヘッジを行っている。

（４）ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価は、原則として決算時にヘッジ対象とヘッジ手段双方の相場変動の累計額を基礎に行っている。

但し、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性評価を省略している。

７．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

（２）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

〔表示方法の変更に関する注記〕

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第 28 号　平成 30 年２月 16 日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示している。

（貸借対照表）

前事業年度まで独立掲記していた「預り金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動負債」の「その他」に含めて表示している。

〔 貸 借 対 照 表 に 関 す る 注 記 〕

１．金融取引として会計処理した資産及び負債

建物・構築物	373 百万円
工具器具・備品	0 百万円
土地	381 百万円
１年内返済予定の長期借入金	118 百万円
長期借入金	870 百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　9,864 百万円

３．保証債務等

従業員の住宅融資に対する保証	14 百万円
関係会社の工事に関するボンド等に対する保証	76,560 百万円
関係会社の電子記録債務に対する保証	3,932 百万円
計	80,506 百万円

４．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	13,143 百万円
長期金銭債権	44,612 百万円
短期金銭債務	40,314 百万円

５．ジョイントベンチャー持分資産は、請負工事に係るジョイントベンチャーの保有する現金預金等のうち、当社の持分相当額である。

〔 損 益 計 算 書 に 関 す る 注 記 〕

１．工事進行基準による完成工事高　233,413 百万円

２．関係会社との取引高

売上高	13,223 百万円
仕入高	31,867 百万円
営業取引以外の取引高	10,282 百万円

３．完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額　988 百万円

４．米国子会社及び東南アジア子会社において遂行中の工事で多額の損失を計上したこと等を受け、当該子会社の当社所有の株式に対する評価及び融資にかかる将来の回収可能性等を見直した結果、関係会社株式評価損 980 百万円、関係会社貸倒引当金繰入額 52,329 百万円及び関係会社事業損失引当金繰入額 153,299 百万円を計上している。

〔 株主資本等変動計算書に関する注記 〕

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,357 千株

〔 税 効 果 会 計 に 関 す る 注 記 〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社事業損失引当金	46,878 百万円
貸倒引当金	17,061 百万円
繰越欠損金	16,157 百万円
投資有価証券評価損	4,895 百万円
未払工事原価	4,000 百万円
その他	14,671 百万円
繰延税金資産小計	103,666 百万円
評価性引当額	△ 103,232 百万円
繰延税金資産合計	433 百万円
繰延税金負債	
ジョイントベンチャー持分損益	△ 138 百万円
その他	△ 218 百万円
繰延税金負債合計	△ 357 百万円
繰延税金資産純額	75 百万円

〔 関連当事者との取引に関する注記 〕

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	千代田工商㈱	直接 100%	工事の発注 役員の兼任	資金の借入（注１）	―	短期借入金	10,173 百万円
子会社	千代田システムテクノロジーズ㈱	直接 100%	工事の発注 役員の兼任	資金の借入（注１）	―	短期借入金	5,286 百万円
子会社	千代田テクノエース㈱	直接 100%	工事の発注 役員の兼任	資金の借入（注１）	―	短期借入金	10,893 百万円
				債務保証（注４）	2,692 百万円	―	―
子会社	千代田インターナショナル・コーポレーション	直接 100%	工事の受注 役員の兼任 資金の援助 債務の保証	工事の受注（注２）	10,487 百万円	完成工事未収入金（注６）	6,539 百万円
				資金の貸付（注３）	27,513 百万円	長期貸付金（注６）	41,287 百万円
				債務保証（注５）	59,075 百万円	―	―
子会社	ピー・ティー・千代田インターナショナル・インドネシア	直接 99.3% 間接 0.7%	債務の保証	債務保証（注５）	13,689 百万円	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１） 資金の借入についてはＣＭＳ（キャッシュ・マネジメント・サービス）に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。

（注２） 市場価格等を勘案し交渉の上、適正価格にて契約している。

（注３） 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。

（注４） 子会社の電子記録債務について、当社が保証を行ったものである。

（注５） 子会社及び子会社が参画するジョイントベンチャーの工事に関するボンド等に対し、当社が保証を行ったものである。

（注６） 完成工事未収入金及び長期貸付金に対し、47,827 百万円の貸倒引当金を計上している。また、当事業年度において 47,827 百万円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上している。

〔 １株当たり情報に関する注記 〕

１株当たり純資産額	△ 357 円 55 銭
１株当たり当期純損失	775 円 26 銭

〔 重要な後発事象に関する注記 〕

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載している。